

第3次 飯能市子ども読書活動推進計画

(令和3年度～令和7年度)

飯能市・飯能市教育委員会

第3次 飯能市子ども読書活動推進計画 目次

1章 総論	1
1. 計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の対象	2
2. 計画策定の背景	3
(1) 国の動向	3
(2) 県の動向	3
(3) 飯能市の状況	4
3. 第2次計画の成果及び課題	5
4. 第3次計画の基本的な考え方	9
(1) 目的	9
(2) 基本方針	9
(3) 施策の体系	12
第2章 基本方針に基づく施策	14
基本方針Ⅰ 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進	14
施策1 乳幼児期の読書活動の推進	14
施策2 小学生に向けた読書活動の推進	16
施策3 中高生、青少年に向けた読書活動の推進	20
基本方針Ⅱ 関係機関の連携・協働による推進体制の整備	22
施策1 推進体制の基盤づくり	22
施策2 地域における各種機関の連携・協働	24
数値目標	26
資料編	29

第1章 総論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

子どもにとっての読書は、豊かな感性や想像力を育むだけではなく、新しい知識や情報を得たり、広い視野をもち多様な価値観を理解する力を養えるなど、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

現在、情報化社会の進展により、子どもの周りには、多くの情報があふれています。様々な媒体から必要な情報を集めることが容易にできるようになりましたが、その内容を正しく理解し、さらに深く考えるには、文章を読み解く力をつけることが重要です。そのためには、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・学校・地域などが連携・協働し、市全体で読書環境の整備に努め、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

本市ではこれまで、平成 22 (2010) 年に「飯能市子ども読書活動推進計画」(以下、「第 1 次計画」という。)を、平成 28 (2016) 年に「第 2 次飯能市子ども読書活動推進計画」(以下、「第 2 次計画」という。)を策定し、子どもの読書活動推進に取り組んできました。

市全体におけるこれまでの子どもの読書に関する取組の成果・課題を反映させ、更なる推進を図るため「第 3 次飯能市子ども読書活動推進計画」を策定します。

(2)計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項「市町村は、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策について策定するように努めなければならない」の規定に基づき策定するものです。

また、「第2次飯能市教育大綱」及び「第3期飯能市教育振興基本計画」を上位計画とし、国の「第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「埼玉県子供読書活動推進計画（第4次）」を基本としつつ、本市の現状を踏まえ策定するものです。

(3)計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

(4)計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとします。さらに、子どもの読書活動の推進に関わる保護者をはじめ、教育・福祉・保健関係者等も対象としています。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成 13（2001）年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成 14 年第 1 次・平成 20 年第 2 次・平成 25 年第 3 次・平成 30 年第 4 次）が策定されています。第 4 次計画では、読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組の推進、読書への関心を高める取組の充実、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析をすることなどが主な改正ポイントとなっており、市町村には、策定済計画の見直し、地域での幅広い関係者との連携を求めています。

また、平成 26（2014）年に改正された「学校図書館法」において、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書が法制化されました。平成 28（2016）年には、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」、学校司書に求められる専門的知識・技能習得のための望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を定め、同年 11 月に「学校図書館の整備充実について（通知）」で公表しています。

さらに、平成 29（2017）年に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領、平成 30（2018）年に高等学校学習指導要領が改定されました。新幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しみ、想像したり表現したりすることが盛り込まれています。また、小・中学校及び高等学校の新学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、子どもの自主的、自発的な読書活動を充実することなどが示されています。

(2) 県の動向

県においては、「埼玉県子供読書活動推進計画」（平成 16 年第 1 次・平成 21 年第 2 次・平成 26 年第 3 次・平成 31 年第 4 次）を策定しています。第 4 次計画では、「すべての子供たちに本との出会いを」を基本方針として、県内の子どもが読書に親しみ、読書を楽し

しむ習慣を身に付けていけるよう、市町村への支援を含めた 41 の主な取組を推進することが示されています。

(3) 飯能市の状況

令和 2（2020）年度に策定した「第 2 次飯能市教育大綱」及び「第 3 期飯能市教育振興基本計画」では、「新たな時代を豊かな学びで創る飯能教育 挑戦・創造～学びの改革～」を基本理念とし、新たな時代に向け、先人たちの築いてきた英知を基礎としながら、様々な課題に果敢に挑戦し、豊かな学びを通して新たな価値を創造する飯能教育に取り組むこととしています。また、「第 3 期飯能市教育振興基本計画」の学校教育分野の基本方針の施策 1「学びの改革の推進」の中で、生涯にわたって本に親しむ児童生徒を育てる読書活動の推進に取り組み、生涯学習分野の基本方針の施策 4「学習活動支援と地域の魅力発信」の中で、図書館に関する項目として、子どもの読書活動を推進するために、保護者に本のある子育てを推奨するとともに、子どもが必要な時にいつでも本を読めるよう環境を整備することなどを盛り込んでいます。

これまで「飯能市子ども読書活動推進計画」（平成 22 年第 1 次・平成 28 年第 2 次）を策定し、各関係部署、団体等と連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできましたが、今回の「第 3 次飯能市子ども読書活動推進計画」では、第 2 次飯能市教育大綱及び第 3 期飯能市教育振興基本計画の実現のため、第 2 次計画までの取組の成果や課題等と本市の現状を踏まえ、子どもの読書活動の推進に取り組めます。

3 第2次計画の成果及び課題

第2次計画では、3つの基本方針のもと、7つの施策を設定し、様々な事業に取り組んできました（下表参照）。

この項では、第3次計画を策定するにあたり、第2次計画における主な取組とその成果及び課題について、基本方針に沿って整理します。

第2次計画の基本方針と施策	
基本方針Ⅰ	年齢・発達の段階に応じた子どもの読書活動の環境整備と充実
施策1	子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
施策2	環境づくり
基本方針Ⅱ	子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
施策1	読書活動の啓発・広報
施策2	おすすめ本の紹介・図書情報の提供
基本方針Ⅲ	子どもの読書活動を推進するための関係機関との連携
施策1	図書館・学校の連携
施策2	子どもの読書に関わる研修等の連携
施策3	関係機関の連携

基本方針Ⅰ 年齢・発達の段階に応じた子どもの読書活動の環境整備と充実

施策1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

幼いころから家庭の中に絵本を取り入れ、親子で触れ合うことの大切さを伝えるため、図書館、保育所や幼稚園、保健センター、子育て支援施設等が事業の充実に取り組んできました。

平成30（2018）年に「メッツァビレッジ」、翌31（2019）年に「ムーミンバレーパーク」が市内にオープンしたことから、本を通してムーミン童話の世界に親しんでもらえるよう、図書館ではフィンランド大使館から寄贈された本を含め「ムーミンの本コーナー」を設置しました。さらに、ムーミン童話のおはなし会の開催や、関連本をセットにして市内全小・中学校、地区行政センターへ巡回し、国際アンデルセン賞受賞作家であるトーベ・ヤンソン氏の描く文学ムーミンシリーズに親しむ機会を提供しました。

また、図書館の児童書蔵書数は、第2次計画策定年度である平成27（2015）年度には、

95,344冊でしたが、令和元（2019）年度には107,731冊に増加しています。今後も、さらに図書館資料を充実させ、子どもの年齢にあった興味関心に応じることができる蔵書を構築する必要があります。

施策2 環境づくり

保育所、幼稚園等の各施設において、子どもと本を結びつける魅力的な事業を多数開催しました。図書館では、乳幼児から小学生までそれぞれの発達段階に応じた読み聞かせや、外国の文化に触れる英語でのおはなし会、本や子どもに関わるボランティア向けの講座など多様な事業を展開しました。さらに、平成29（2017）年には、こども図書館が開館20周年を迎えたことを機に、こども図書館内に授乳コーナーや飲食コーナーを設置し、子ども連れの保護者にとって、より利用しやすい環境の整備を行いました。

令和元（2019）年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、読書の困難な子どもや日本語に不慣れな子どもなど、それぞれの状況に応じた読書環境の整備や支援の充実が課題となっています。

基本方針Ⅱ 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

施策1 読書活動の啓発・広報

図書館システムの入替えに伴い、ホームページをリニューアルして、より分かりやすく親しみやすいページ作りに取り組んできました。

令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、図書館の臨時休館やイベントの中止など、それまで行ってきた読書支援ができなくなることがありました。この間、図書館では学校や放課後児童クラブへの本の配達や調べ学習用図書セットの提供により、子どもと本をつなぐ取組を行いました。このように、コロナ禍においても子どもが本に親しみ、読書を楽しむことのできる新たな読書支援に取り組む必要があります。

また、子どもが本に親しむ習慣を身に付けるためには、保護者の理解が大切であり、引き続き子どもの読書の重要性を広く啓発していきます。

施策2 おすすめ本の紹介・図書情報の提供

図書館では、新たに小学生のためのブックリストを作成し、令和元（2019）年度より市内小学校の新1年生に配布しています。また、季節に合わせた展示や、ブックトーク¹、本の福袋²の貸出など、新たな本と出会うきっかけづくりに努めました。前回平成27（2015）年度と今回令和元（2019）年度に行ったアンケートを比較すると、「本を読むことが好き・どちらかといえば好き」な子どもの割合は、小学3年生では92.7%から93.1%、中学2年生では75.7%から79.8%とどちらも前回の結果を上回っており、子どもが楽しめる本に出会えていることが推察されます（巻末資料参照）。

本に興味がない子どもに対しての情報提供の方法と読書へのつながり方を検討し実施することが大きな課題となっています。

基本方針Ⅲ 子どもの読書活動を推進するための関係機関との連携

施策1 図書館・学校の連携

図書館と市内の小・中学校は、共に子どもの読書活動を推進するため、授業における図書の利用や図書館職員による読書案内、図書館への見学、移動図書館みどり号³の学校への乗り入れなど、様々な連携を行っています。

令和元（2019）年に開校した奥武蔵小学校では、学校図書館機能の強化に取り組み、必要な時にいつでも利用できる図書館として、常時職員を配置し子どもの読書欲求に応えられる体制を整えました。

しかし、アンケートによると、令和元（2019）年度、市内の小学3年生の不読率⁴が9.9%なのに対し、中学2年生になると16.7%に増えることや、国が平成30（2018）年に行った「子供の読書活動推進計画に関する調査研究」の結果によると、年代が上がるにつれて子

¹ ブックトーク：子どもに本の紹介をする方法の一種で、一定のテーマに沿って複数の本を提示し、一部を朗読したり挿絵を見せたりすることで、読書意欲を喚起させる事業。

² 本の福袋：年始の福袋にちなみ、中身を隠した本のセットを貸し出す事業。自分では選ばない新しい本と出会うことで、子どもの読書の幅を広げる。

³ 移動図書館みどり号：マイクロバスに約2500冊の本を積んで、図書館から離れた地域の方へ図書館のサービスを提供するもの。

⁴ 不読率：1か月間に本を1冊も読まなかった子どもの割合。

どもの読書離れが見られることから、図書館と中学校、高等学校が連携するなど、中高生や青少年の興味関心を喚起する更なる事業の取組が課題となります。

施策2 子どもの読書に関わる研修等の連携

平成30(2018)年度より、「学校図書ボランティア交流・勉強会 ことのはの森」を年3回ほど開催し、市内の小学校で読み聞かせのボランティアをしている方々による活動報告や絵本の選び方などの勉強会を行いました。

より効果的な読書支援を行うためには、図書館職員や学校の教員をはじめ、子どもの読書に関わる大人の資質の向上が重要であり、スキルアップを学ぶための機会の充実を図る必要があります。

施策3 関係機関の連携

保育所、幼稚園、子育て支援施設では、地域のボランティアと連携・協力し、子どもへの読み聞かせなどに取り組んでいます。また、図書館と博物館は、調べ学習に役立つパスファインダー⁵を協同で作成しました。

さらに、乳幼児から高校生の年代まで幅広い年齢の子どもにあった多岐にわたる取組を行う必要があることから、子どもに関わる関係機関が相互に積極的な連携・協力を強化させることが重要です。

⁵ パスファインダー：テーマ別に、資料の調べ方、活用できる本やツール等を分かりやすくまとめた案内リーフレット。子ども向けとして、調べ学習や夏休みの宿題等に関連するテーマで作成している。

4 第3次計画の基本的な考え方

(1) 目的

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。新たな時代に向け、すべての子どもが、誰一人の漏れもなく、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に豊かな読書活動を行うことで、一人ひとりの将来を豊かなものにできるよう、市全体が一体となって子どもの読書環境を創出することを目的とします。

(2) 基本方針

上記の目的を達成するために、次の2項目を基本方針として掲げ、それに沿ったさまざまな施策に取り組みます。

基本方針Ⅰ 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

子どもが本に興味を持ち、自主的に本を読みたいという気持ちを育むためには、子どもの年齢・発達の段階に応じた読書支援が必要です。

わらべうたや絵本を介して親など身近な大人に言葉をかけてもらうことは、乳幼児期の子どもにとって言葉を覚えるのに大変重要です。絵本を開き、身近な大人が語りかけることで、幼い子どもは、愛情を感じ、心地よいひと時を過ごすことができます。小学生になると、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。中学生になると、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになり、また自己の将来について考え始め、読書を将来に役立てようとしています。高校生になると、読書の目的や資料の種類に応じて、適切な読書ができるようになります。

新たな時代に向け、子どもたちが、豊かな創造性をもって自ら人生を切り拓き、人生をより深く生きる力を身に付けていくために、自主的に読書に親しみ、自身にとって大

切な一冊と出会えるよう、それぞれの年齢・発達の段階に応じた読書支援を行います。

基本方針Ⅱ 関係機関の連携・協働による推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するにあたり、家庭・学校・地域など周囲の多くの大人が子どもの読書に関心を抱き、子どもの読書活動への理解を深める必要があります。そのため、各機関が様々な媒体で、子どもの読書活動の意義や重要性について普及・啓発するとともに、各関係機関・家庭・学校・地域の協働により、市全体が一体となって、誰一人の漏れもない、子どもの読書活動を推進するための環境を整備します。

第2次飯能市教育大綱
第3期飯能市教育振興基本計画

第5次飯能市総合
振興計画基本構想

整合

第3次飯能市子ども読書活動推進計画

目的

新たな時代に向け、すべての子どもが、誰一人の漏れもなく、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に豊かな読書活動を行うことで、一人ひとりの将来を豊かなものとするよう、市全体が一体となって子どもの読書環境を創出することを目的とします。

基本方針

基本方針Ⅰ 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

新たな時代に向け、子どもたちが、豊かな創造性をもって自ら人生を切り拓き、人生をより深く生きる力を身に付けていくために、それぞれの年齢・発達の段階に応じた読書支援を行います。

基本方針Ⅱ 関係機関の連携・協働による推進体制の整備

各関係機関・家庭・学校・地域の協働により、市全体が一体となって、誰一人の漏れもない、子どもの読書活動を推進するための環境を整備します。

参考

国

子どもの読書活動の推進に関する法律
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

埼玉県

埼玉県子供読書活動推進計画

計画の全体像

(3) 施策の体系

基本方針Ⅰ 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

施策1 乳幼児期の読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

- ①乳幼児健診時等における読書案内（健康づくり支援課・図書館）
[拡充]
- ②ブックスタート事業の実施（健康づくり支援課・図書館） [新規]
- ③ICTを活用した保護者への情報提供（図書館） [新規]

(2) 保育所・幼稚園・子育て支援施設等における読書活動の推進

- ①おはなし会等の定期的な開催（保育所・幼稚園・子育て支援施設・図書館等） [継続]
- ②読書機会の提供（保育所・幼稚園・子育て支援施設・図書館等）
[継続]

(3) 図書館における読書活動の推進

- ①乳幼児向けおはなし会の開催（図書館） [継続]
- ②読書環境の整備（図書館） [継続]

施策2 小学生に向けた読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

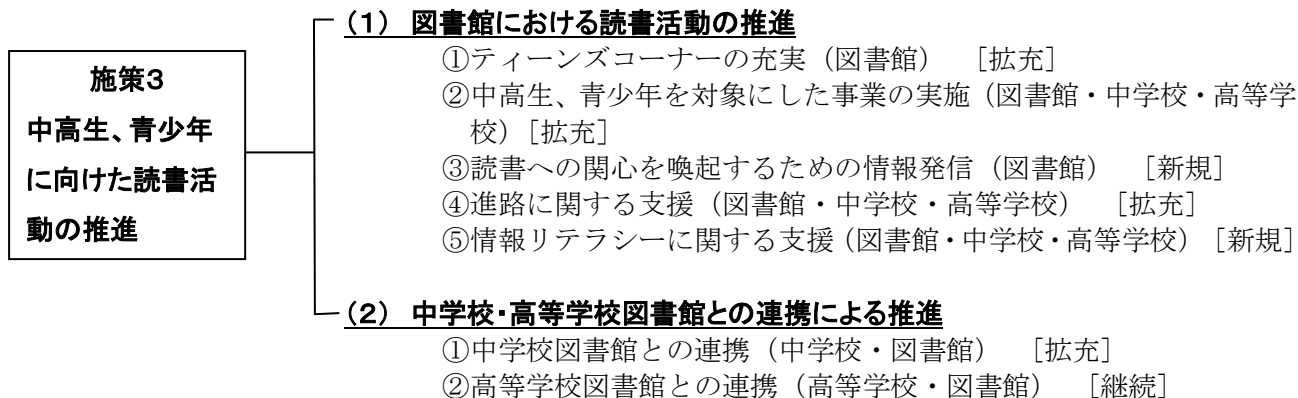
- ①『ケロケロブックリスト 小学生のための60冊』の作成・配付（小学校・図書館） [継続]
- ②パスファインダーの作成（図書館） [継続]
- ③放課後子ども教室事業における読書活動の推進（生涯学習課・図書館） [新規]
- ④放課後児童クラブにおける読書活動の推進（放課後児童クラブ・図書館） [継続]

(2) 小学校における読書活動の推進

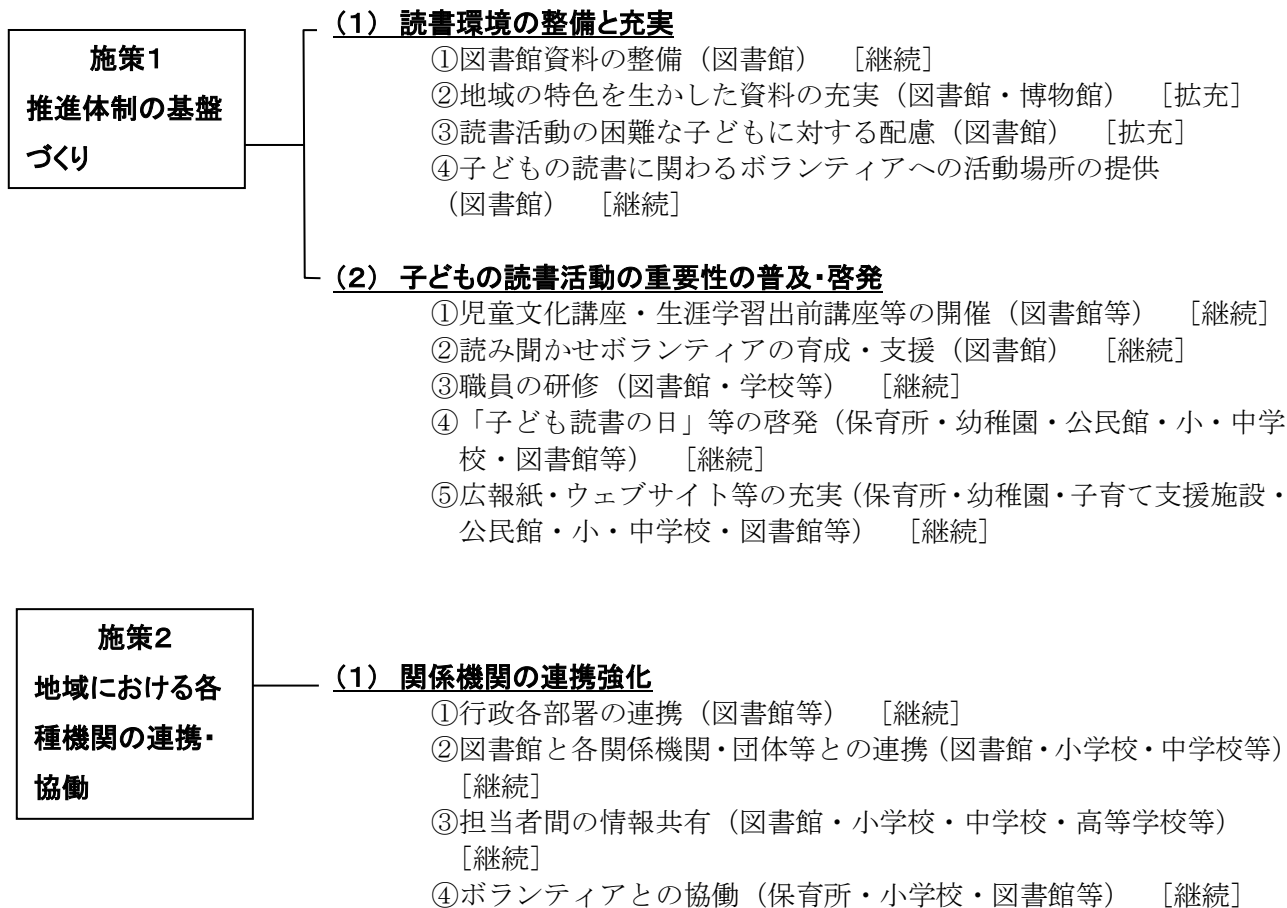
- ①授業における積極的な図書館・図書資料の活用（小学校・図書館）
[継続]
- ②読書に親しむ雰囲気醸成・読書の習慣化の推進（小学校・図書館）
[継続]
- ③飯能市 GIGA スクールを活用した読書活動の推進（小学校） [新規]
- ④学校図書館運営の充実（小学校） [継続]
- ⑤計画的な図書資料の整備（小学校） [継続]
- ⑥特別支援学級における読書活動の推進（小学校） [継続]

(3) 図書館における読書活動の推進

- ①各種事業の開催（図書館） [継続]
- ②図書館見学の実施（図書館・小学校） [継続]
- ③飯能市 GIGA スクールに対応した読書サービスの提供（図書館）
[新規]
- ④図書セットの見直し（図書館） [拡充]
- ⑤地域を知る学習の支援（図書館・博物館） [継続]
- ⑥電子書籍の導入検討（図書館） [新規]
- ⑦学校図書ボランティアへの支援（図書館） [継続]
- ⑧移動図書館みどり号の運行（図書館） [継続]



基本方針Ⅱ 関係機関の連携・協働による推進体制の整備



※（ ）は担当部署、[]は事業の新規、拡充、継続の区分を示します。

※本計画で「図書館」とは、市立図書館、こども図書館、各分室、移動図書館等をすべて包括した組織としての「図書館」を示します。

※本計画で「子育て支援施設」とは、児童館、子育て総合センター、地域子育て支援拠点、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園など市の子育てに関する施設を示します。

第2章 基本方針に基づく施策

基本方針Ⅰ 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

施策1 乳幼児期の読書活動の推進

子どもが初めて本に出会う乳幼児期は、特に家庭での取組が重要です。乳幼児は、身近な大人が本を通して語りかけてくれることにより、そのリズムや音を楽しみながら人との触れ合いを感じます。また、この時期は成長が著しく、身近な言葉を習得し、創造性、想像力が大きく発達します。そのため、保育所・幼稚園・子育て支援施設や図書館などが、あらゆる機会において、乳幼児に向けた読書活動推進の取組を促進し、各家庭において親子で一緒に絵本を楽しむ時間を日常的に作るができるよう支援していきます。

■具体的な取組

(1) 家庭における読書活動の推進

①乳幼児健診時等における読書案内（健康づくり支援課・図書館） [拡充]

図書館は、健康づくり支援課を通じて、子どもの年齢や発達の段階に合わせたブックリストや妊婦向けの『マタニティブックリスト⁶』を配布します。また、『ケロケロブックリスト 小さい子のための60冊⁷』の内容を見直し、改訂します。

②ブックスタート事業の実施（健康づくり支援課・図書館） [新規]

乳児に初めて出会う絵本をプレゼントし、絵本を開く楽しい体験や保護者との絵本を介した触れ合いを深めるブックスタート事業を実施します。

⁶ マタニティブックリスト：名付けや出産・育児に関する本、わらべうたなど生まれてくる赤ちゃんに触れ合うための本を紹介する冊子。

⁷ ケロケロブックリスト 小さい子のための60冊：未就学児に向けて年齢ごとにおすすめの図書を紹介する冊子。

③ICT を活用した保護者への情報提供（図書館） [新規]

図書館で作成したブックリストを電子化してウェブサイト上で公開するなど、来館することが困難な方にも、随時必要な情報を提供していきます。

(2) 保育所・幼稚園・子育て支援施設等における読書活動の推進

①おはなし会等の定期的な開催（保育所・幼稚園・子育て支援施設・図書館等）

[継続]

保育所・幼稚園・子育て支援施設等は、定期的におはなし会等を開催するなど、子どもが本に触れ合う機会を設けます。また、図書館は大型絵本の貸出等によって保育所・幼稚園・子育て支援施設等を支援するほか、職員やボランティアを派遣して出張おはなし会を行うなど各施設と連携して事業を推進します。

②読書機会の提供（保育所・幼稚園・子育て支援施設・図書館等） [継続]

保育所・幼稚園・子育て支援施設等において図書の整備を図り、個々の実情に応じて貸出等を行い、子どもたちが気軽に本を手にとることができる機会を増やします。また、図書館ではこれらの施設に対して、配本や団体貸出、移動図書館による貸出サービスを行います。

(3) 図書館における読書活動の推進

①乳幼児向けおはなし会の開催（図書館） [継続]

乳幼児とその保護者を対象として、子どもの成長に合わせた年齢別のおはなし会を定期的かつ継続的に実施します。また、絵本やわらべうたなどの紹介を行うことで、本を介して親子のコミュニケーションを図る子育てを保護者に提案します。

②読書環境の整備（図書館） [継続]

図書館内において、乳幼児とその保護者が共に安心して快適に本を楽しむ環境を整備します。また、赤ちゃん絵本や保護者向けの子育て関係の図書等をより充実させます。

施策2 小学生に向けた読書活動の推進

この時期の読書は、子どもが自主的に本を読み、読書の習慣化を図るために大変重要であり、特に学校は大きな役割を担っています。小学生になると、読み聞かせを聞くだけではなく、一人で本を読もうとするようになります。また、成長とともに、文字で表された場面や情景をイメージするようになり、読書の幅が広がります。読書により子どもが自分で考える力・想像する力が育成され、感性や価値観など今後の人生の基盤となるものが形成されます。家庭・小学校・図書館等が一体となって、子どもたちのこれからの人生をより豊かにする知恵や知識の得られる本に出会えるよう、子どもの読書活動を推進していきます。

■具体的な取組

(1) 家庭における読書活動の推進

①『ケロケロブックリスト 小学生のための60冊⁸』の作成・配付(小学校・図書館)

[継続]

図書館は、『ケロケロブックリスト 小学生のための60冊』を作成し、小学校を通して全1年生に配付します。子どもの発達段階に応じた本を紹介し、家庭における読書活動を促します。

②パスファインダー⁹の作成(図書館) [継続]

子どもたちが知りたいことについて、読書等により自力で調べられるよう支援するため、調べものに役立つ資料案内としてパスファインダーを作成し、公開します。

③放課後子ども教室事業における読書活動の推進(生涯学習課・図書館) [新規]

放課後の学校を活用し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室事業において、子どもの読書活動を推進する講座を企画し事業を展開していきます。

⁸ ケロケロブックリスト 小学生のための60冊：小学生に向けて学年ごとにおすすめの図書を紹介する冊子。

⁹ パスファインダー：テーマ別に、資料の調べ方、活用できる本やツール等を分かりやすくまとめた案内リーフレット。子ども向けとして、調べ学習や夏休みの宿題等に関連するテーマで作成している。

④放課後児童クラブにおける読書活動の推進（放課後児童クラブ・図書館） [継続]

放課後児童クラブでは、図書館のリサイクル図書や団体貸出を活用するなど、子どもが読書に親しむ環境を充実させます。

(2) 小学校における読書活動の推進

①授業における積極的な図書館・図書資料の活用（小学校・図書館） [継続]

令和2（2020）年度から施行された新しい学習指導要領に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、国語科を要としつつ各教科においてもその特質に応じて、読書や学校図書館の活用を取り入れた学習の充実を図ります。また、図書館は団体貸出等により、学校や学校図書館を支援します。

②読書に親しむ雰囲気醸成・読書の習慣化の推進（小学校・図書館） [継続]

読書の意義について指導し、朝読書や読み聞かせ等の取組により、子どもに本の楽しさを伝えることで、生涯にわたる読書習慣の確立を目指します。特に、毎年10月から11月の読書月間にかけて行う「はんのう学校図書館まつり」では、児童が主体となって読書に親しむ雰囲気を醸成します。また、図書館はブックトークなどにより、子どもの読書意欲を喚起する取組を行います。

③飯能市 GIGA スクール¹⁰を活用した読書活動の推進（小学校） [新規]

飯能市 GIGA スクールをもとに、パスファインダーやボランティアが製作した郷土の歴史や文化に親しむ紙芝居の配信など学習用タブレットを活用した読書活動推進のあり方を検討し実施します。

④学校図書館運営の充実（小学校） [継続]

学校図書館が、児童の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能を十分に果たせるよう、学校教育計画全体の中で学校図書館の位置づけと役割を明確にし、司書教諭や図書主任、図書整理員を中心として、図書委員会の活動強化などと合わせて図書館機能の活性化に努めます。

¹⁰ 飯能市 GIGA スクール：「1人1台」のLTE型タブレット端末を学びのツールとして活用することによって、知識の活用能力と情報処理能力、問題解決能力やコミュニケーション能力を身に付けることで、本市が推進する「学びの改革」を実現するというもの。令和2年9月には、県内最速で市内すべての公立小中学校の全児童生徒へ1人1台のLTE型タブレット端末を導入した。

⑤計画的な図書資料の整備（小学校） [継続]

子どもたちの多様な興味・関心に応えることができるよう、学校図書館の蔵書を計画的に収集し整備します。

⑥特別支援学級における読書活動の推進（小学校） [継続]

特別支援学級において、個々の児童の発達段階に合わせた読書活動を推進します。

(3) 図書館における読書活動の推進

①各種事業の開催（図書館） [継続]

「小学生のためのおはなし会」をはじめとするおはなし会や工作教室など、小学生を対象とした、子どもと本をつなぐさまざまな事業を展開します。

②図書館見学の実施（図書館・小学校） [継続]

図書館の利用案内や読み聞かせ、本の貸出などを行う図書館見学を実施し、子どもが図書館の使い方を身に付け、楽しい体験をすることで、その後の継続的な図書館の利用につなげます。

③飯能市 GIGA スクールに対応した読書サービスの提供（図書館） [新規]

飯能市 GIGA スクールに対応した新たな読書サービスとして、学習用タブレットを活用した図書館資料の予約や読書記録などの読書支援を行います。さらに、「読書ナビゲーションシステム¹¹」や「カーリルタッチ¹²」などを組み込み、子どもたちが本に親しみ、楽しみながら情報を入手できる環境を整備していきます。

④図書セットの見直し（図書館） [拡充]

小学校での授業を支援するため、現在「福祉」「伝記」などのテーマごとに図書のセットの貸出を行っています。これらのテーマを、教科書の改訂などに合わせ、子どもたちの授業に役立つものに見直します。

¹¹ 読書ナビゲーションシステム：図書館システムに導入しているインターネットで楽しく遊びながら、子どもの読書への興味を誘導する読書支援サービス。

¹² カーリルタッチ：本棚等に設置した IC タグをスマートフォンやタブレットなどで読み取ることで、所蔵資料の情報やインターネット上の情報を探索できる市立図書館で実施しているシステム。その中から読みたい本を予約することも可能。

⑤地域を知る学習の支援（図書館・博物館） [継続]

自分の暮らす地域について調べるためのパスファインダーを博物館と協力して作成するなど、地域を知るための学習の支援をします。また、先人の残した市の文化・歴史に関する資料を子どもに分かりやすく案内し、郷土を知り、郷土を愛する心を育みます。

⑥電子書籍の導入検討（図書館） [新規]

近年のデジタル情報メディアの急速な普及・発達、子どもの読書環境にも大きな影響を与えています。飯能市 GIGA スクールに対応した学習用タブレットを活用すると、子どもはいつでもどこにいても読書を楽しむことができます。児童の多様な興味関心に応えるため、また新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、図書館に直接来館せず読書ができる電子書籍への需要や関心が高まっていることから、新たな時代に即したサービスを提供するため、図書館での電子書籍の導入について検討します。

⑦学校図書ボランティアへの支援（図書館） [継続]

小学校での読み聞かせを実施している読み聞かせボランティアの活動を、大型絵本・大型紙芝居等の貸出や読書に関する相談サービス等を通して支援します。また、「学校図書ボランティア交流・勉強会 ことのはの森」を定期的を開催します。

⑧移動図書館みどり号の運行（図書館） [継続]

市内を巡回する移動図書館みどり号を小学校へ運行し、子どもたちへ読書の機会を提供します。また、巡回方法やコースなどを見直し、図書館から離れた地域の子どもにも、多様な興味・関心に応えられる本を届けます。

施策3 中高生、青少年に向けた読書活動の推進

この世代になると、読書の目的や資料の種類に応じた読書ができるようになります。一方で、インターネットや SNS など電子メディアを使用する傾向が高まるなど、読書以外に費やす時間が増え、読書から遠ざかる傾向が見受けられます。小学校で培った読書習慣を定着させ、生涯にわたる読書の習慣化や情報リテラシー¹³を確立するための読書支援を行っていきます。

■具体的な取組

(1) 図書館における読書活動の推進

①ティーンズコーナー¹⁴の充実（図書館） [拡充]

この時期の子どもの多様な興味に応えるため、娯楽としての読書はもちろん、関心のある分野を自ら調べるための本、悩みを解決するための本など幅広い資料を収集します。また、読書への興味、関心を引くコーナーを作ることにより、子どもの読書意欲を喚起します。

②中高生、青少年を対象にした事業の実施（図書館・中学校・高等学校） [拡充]

中高生、青少年の職場体験やインターンシップ、ボランティアなどを積極的に受け入れます。また、子どもからアイデアを募って、同世代同士で読書の楽しさを共感できる事業や、ビブリオバトル¹⁵などの本と人とのつながりを体験できる事業など、図書館離れがすすむ世代に向けて魅力ある事業を計画し、図書館利用を促進します。

③読書への関心を喚起するための情報発信（図書館） [新規]

SNS などの電子メディアを活用し、中高生、青少年の読書への興味や関心を喚起するための様々な情報を発信します。

¹³ 情報リテラシー：情報を活用する能力のこと。情報の活用には、情報の探索、評価、利用、発信などが含まれる。

¹⁴ ティーンズコーナー：市立図書館内に設置された10代向けの本を集めたコーナー。

¹⁵ ビブリオバトル：読んで面白いと思った本を紹介し、どの本が一番読みたくなったのかを決める知的書評合戦。

④進路に関する支援（図書館・中学校・高等学校） [拡充]

将来の進路を決定していく際に役立つような、職業選択や資格に関する本などを充実させます。また、市内の高等学校や駿河台大学と連携を図り、進学に関する情報提供を行います。

⑤情報リテラシーに関する支援（図書館・中学校・高等学校） [新規]

授業や個人の課題を解決するための情報リテラシーを身に付けていけるよう、講座の開催、パスファインダーの作成、一人一人の子どもに対応したレファレンス¹⁶等を充実させます。

(2) 中学校・高等学校図書館との連携による推進

①中学校図書館との連携（中学校・図書館） [拡充]

調べ学習用図書セットなどの団体貸出により、学校における図書資料を活用した授業を支援し、子どもの情報リテラシーを育成します。また、自主的・習慣的な読書活動を充実させる事業を実施します。さらに、公立中学校との連携では、飯能市 GIGA スクールに対応した生徒の読書活動を支援します。

②高等学校図書館との連携（高等学校・図書館） [継続]

市内の高等学校へ団体貸出や県立図書館・県立総合教育センターとの中継等を行うほか、学校図書館と連携し、交換展示¹⁷等の連携事業を実施していきます。

¹⁶ レファレンス：利用者から質問や相談を受け、調べものに必要な本や情報を探す支援をする。

¹⁷ 交換展示：図書館と学校が、それぞれの所蔵する本をお互いに紹介しあい、相手先に展示する。

基本方針Ⅱ 関係機関の連携・協働による推進体制の整備

施策1 推進体制の基盤づくり

子どもの読書活動を推進するため、子どもの身近に本があり、必要な時にいつでも本が読める環境を整備します。また、子どもの読書活動の重要性を広く普及し、地域の理解を深め、子どもの読書活動を推進する機運を高めます。

■具体的な取組

(1) 読書環境の整備と充実

① 図書館資料の整備（図書館） [継続]

「飯能市図書館資料収集方針」に基づき、子どもの年齢・発達の段階に応じた多様な図書館資料の収集を図ります。また、SDGs¹⁸の理念のもと、持続的に人間らしく生きる社会の創り手であるすべての子どもが、本を通して広い視野をもち、多様な価値観を理解する力を身に付けることができる資料を収集します。

② 地域の特色を生かした資料の充実（図書館・博物館） [拡充]

郷土に関する資料は、地域の文化、歴史を後世に伝えるために欠かせない資料であり、一般経路では入手困難であることから、博物館と協力して収集保存していきます。また、読書の重視などにより、PISA 調査で高い読解力が注目されるフィンランド教育を推進するにあたり、フィンランドやムーミン童話に関する資料を引き続き収集し活用します。さらに、平和都市、森林文化都市として、子どもに思いやりの心を育てる平和に関する資料や、豊かな森林環境のもたらす自然資源の大切さに関する資料についても積極的に収集します。

¹⁸ SDGs：2030年までに世界が達成する目標として、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」。

③読書活動の困難な子どもに対する配慮（図書館） [拡充]

視覚障害、識字障害、身体障害等により読書活動の困難な子どものために、ボランティアによる布絵本¹⁹や音訳図書²⁰の作製のほか、LLブック²¹やデイジー（DAISY）資料²²、点字資料などそれぞれの子どもに合わせた多様なバリアフリー資料の充実とその利用促進に努め、読書に関する活動を支援します。また、外国語資料を収集し、日本語に不慣れな子どもたちへのサービスを充実させます。

④子どもの読書に関わるボランティアへの活動場所の提供（図書館） [継続]

子どもへ読み聞かせやストーリーテリングなどを行う図書館ボランティアが練習等をするための場所を図書館内で提供し、その活動を支援します。

(2) 子どもの読書活動の重要性の普及・啓発

①児童文化講座・生涯学習出前講座等の開催（図書館等） [継続]

保護者や子どもの読書に関わる大人に向けた講座を開催し、子どもの読書活動の意義や重要性への理解を深め、読書活動を推進する機運を高めます。

②読み聞かせボランティアの育成・支援（図書館） [継続]

子どもが身近な場所で本と出会う機会が増えるよう、読み聞かせボランティア育成のための講座を開催します。また、活動の周知や選書の相談に応じるなどその活動を積極的に支援します。

③職員の研修（図書館・学校等） [継続]

子どもたちへより質の高い読書活動支援を行えるよう、県やその他機関が主催する研修を積極的に活用するなどして、職員の知識や技術の向上に努めます。

¹⁹ 布絵本：布を素材に作られた触って楽しむことができる絵本。図書館では、ボランティアにより作製。

²⁰ 音訳図書：本の内容を音声化して、CD等に録音したもの。

²¹ LLブック：文字を読んだり本の内容を理解することが困難な方に向けて、分かりやすく書かれた本。

²² デイジー（DAISY）資料：CDに録音された図書を音声で聞くことができる。パソコンで音声を聞きながら、絵や文字を見ることが出来るマルチメディアデイジーなどもある。

④「子ども読書の日」等の啓発（保育所・幼稚園・公民館・小・中学校・図書館等）

[継続]

「子ども読書の日」の趣旨を広く周知し、この日の前後に講座や展示等の事業を開催するなど、子どもたちが読書活動を行う意欲を高めるよう啓発します。

また、公益社団法人読書推進運動協議会が主催する「読書週間」など、類似の趣旨で開催される事業等にも積極的に参加します。

⑤広報紙・ウェブサイト等の充実（保育所・幼稚園・子育て支援施設・公民館・小・中学校・図書館等） [継続]

各施設において発行している学校だよりや図書館だよりなどの広報紙で、子どもの読書活動を啓発します。また、ウェブサイトなどを活用して、本を紹介する記事を掲載するなど子どもの読書活動への関心を高めます。

施策2 地域における各種機関の連携・協働

教育・福祉などに関わる地域の関係機関が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協働することで、市全体が一体となって子どもの読書活動を推進するための体制を整備します。

■具体的な取組

(1) 関係機関の連携強化

①行政各部署の連携（図書館等） [継続]

教育・福祉などの関係する各部署が緊密に連携を図りながら、家庭・学校・地域における取組を支援します。

②図書館と各関係機関・団体等との連携（図書館・小学校・中学校等） [継続]

図書館は、関係機関と連携して、図書館利用を積極的に受け入れるなど、各学校や保育所・幼稚園・子育て支援施設・福祉施設等それぞれの実情に合わせた支援を行い、子どもが本や読書の楽しさに出会う機会を充実させます。

③担当者間の情報共有（図書館・小学校・中学校・高等学校等） [継続]

図書館職員と学校の図書館担当者との意見交換や情報交換などを定期的に行い、相互の協力関係を構築します。

④ボランティアとの協働（保育所・小学校・図書館等） [継続]

「図書館友の会」、「こども図書館協力員」、保育所や小学校の読み聞かせボランティアをはじめとする子どもの読書に関わるボランティアと協力して、おはなし会等の事業の開催や布絵本・紙芝居の作製など、子どもの読書活動を推進します。

数値目標

本計画の進捗状況を把握し、達成度を計るための指標として、以下の項目の数値目標を設定します。

● 1か月に本を1冊も読まなかった児童生徒の割合（不読率）

子どもが習慣的に読書をしていることを計るため、1か月に本を1冊も読まなかった市内の児童生徒の割合（不読率）を指標に設定します。数値は、本計画を策定する際に行ったアンケートによります。

項目	目標値（令和7年度）	実績（令和元年度）
1か月に本を1冊も読まなかった児童生徒の割合（不読率）（%）	7.5（小学3年生） 12.5（中学2年生）	9.9（小学3年生） 16.7（中学2年生）

● 家庭で週2日以上読み聞かせをする保護者の割合

特に小さな子どもにとって、家庭での読み聞かせによる楽しい経験は、成長してからの自主的な読書へとつながります。未就学児の保護者に行ったアンケートにおける、家庭での読み聞かせの頻度を指標に設定し、絵本に親しむ機会の増加を目指します。

項目	目標値（令和7年度）	実績（令和元年度）
家庭で週2日以上読み聞かせをする保護者の割合（%）	70.0	59.1

● 学校図書館の「学校図書館図書標準」達成校数

文部科学省は学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、「学校図書館図書標準」を定めています。児童生徒が良い本と出会い、読書の幅を広げる魅力的な蔵書を構築し「学校図書館図書標準」100%達成校の増加を目指します。

項目	目標値（令和7年度）	実績（令和元年度）
市内小中学校図書館図書標準達成校数（校）	15/19	10/19

● 学校図書館を利用する児童生徒の割合

新学習指導要領では、学校図書館を計画的に利活用し、子どもの主体的、意欲的な読書活動を充実することとされています。アンケートによる学校図書館の利用頻度を指標とし、児童生徒の学校図書館利用を促進します。

項目	目標値（令和7年度）	実績（令和元年度）
学校図書館を利用する児童・生徒の割合（%）	90.0（小学3年生）	85.6（小学3年生）
	60.0（中学2年生）	45.4（中学2年生）

● 図書館の児童書貸出冊数

小学生以下の子どもに対し、活発な読書支援を行ったことを図る指標として、図書館における児童書貸出冊数の目標を以下のとおり設定し、数値の増加を目指します。なお、保護者やボランティアなど子どもの読書に関心をもつ大人が借りることも多いため、子どもだけでなく大人が借りたものも含めます。

項目	目標値（令和7年度）	実績（令和元年度）
児童書の貸出冊数（冊）	170,000	164,357

● **中高生・青少年の図書館年間貸出冊数**

中高生・青少年に対して読書活動を推進するため、13歳から18歳までの図書館利用者の年間貸出冊数を以下のとおり設定し、利用の増加に努めます。

項目	目標値（令和7年度）	実績（令和元年度）
貸出冊数（冊）	10,000	7,159

● **市内18歳以下の子どもの図書館利用登録率**

市内18歳以下の子どものうち図書館の館外利用登録をしている割合がどのくらいかを計る指標です。図書館のサービスがどの程度浸透しているか分かります。子どもの図書館利用登録率について、目標を以下のとおり設定し、数値の増加を目指します。

項目	目標値（令和7年度）	実績（令和元年度）
市内18歳以下の子どもの図書館利用登録率（%）	80.0	73.8

● **図書館から学校への団体貸出回数及び冊数**

図書館は、子どもの調べ学習や読書活動を支援するため、小・中学校へ調べ学習用図書セット等の貸出をしています。図書館から学校への団体貸出回数と冊数を指標として、学校と図書館が連携して子どもの読書活動を推進します。

項目	目標値（令和7年度）	実績（令和元年度）
図書館から学校への団体貸出回数・冊数（回・冊）	70（回） 2,400（冊）	61（回） 1,993（冊）

資料編

令和元年度実施 飯能市こども読書アンケート 集計結果（概要版）	30
1. 小・中学生対象分 回答分析結果	31
2. 保育所等保護者対象分 回答分析結果	36
令和元年度実施 飯能市こども読書アンケート集計結果	
1. 小学3年生対象分	38
2. 中学2年生対象分	42
3. 保育所等保護者対象分	46
子どもの読書活動の推進に関する法律	49

令和元年度実施 飯能市子ども読書アンケート 集計結果(概要版)

飯能市子ども読書アンケート（令和元年度実施分）の概要について

■実施の目的

「第3次飯能市子ども読書活動推進計画」を策定するにあたって、子どもの読書活動の現状を把握するとともに、子どもの読書活動に影響を与える要因との関連性を明らかにすることを目的に実施しました。

■実施の時期及び方法

＜小・中学生＞

令和元年12月に、学校を通して児童・生徒に質問用紙を配布し、12月末までに回答いただいた。

＜保育所等保護者＞

令和2年1月に、市内の保育所・幼稚園・子育て総合施設の利用者の保護者に、各施設を通して配布し、2月20日までに回答いただいた。

■対象者

市立小学校の3年生（児童数 634 人）

市立中学校の2年生（生徒数 565 人）

保育所等の対象乳幼児数 1108 人 ※乳幼児ではなく保護者を対象とした。

■回答数

小学3年生 609 人・中学2年生 534 人・保育所等保護者 583 人

※) 本アンケートと平成27年に実施したアンケートとの比較について

「第2次飯能市子ども読書活動推進計画」を策定するにあたって、小・中学生を対象としたアンケートについては、若干設問に相違はあるものの、ほぼ同様のものを平成27年に実施しています。「第2次飯能市子ども読書活動推進計画」の成果の検証と、「第3次飯能市子ども読書活動推進計画」の策定にあたり、課題の確認を行うため、平成27年に実施したアンケートの集計結果との比較を行いました。

保育所・幼稚園・子育て総合施設の利用者の保護者に対しては、今回が初めてのアンケートになるため、今回の結果のまとめのみ掲載します。

注) 集計結果に記載されている数値は小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

1.小・中学生対象分 回答分析結果

調査年月 令和元年12月

調査対象 市立小学校の小学3年生・市立中学校の中学2年生

＜参考:比較対象とする前回の調査について＞

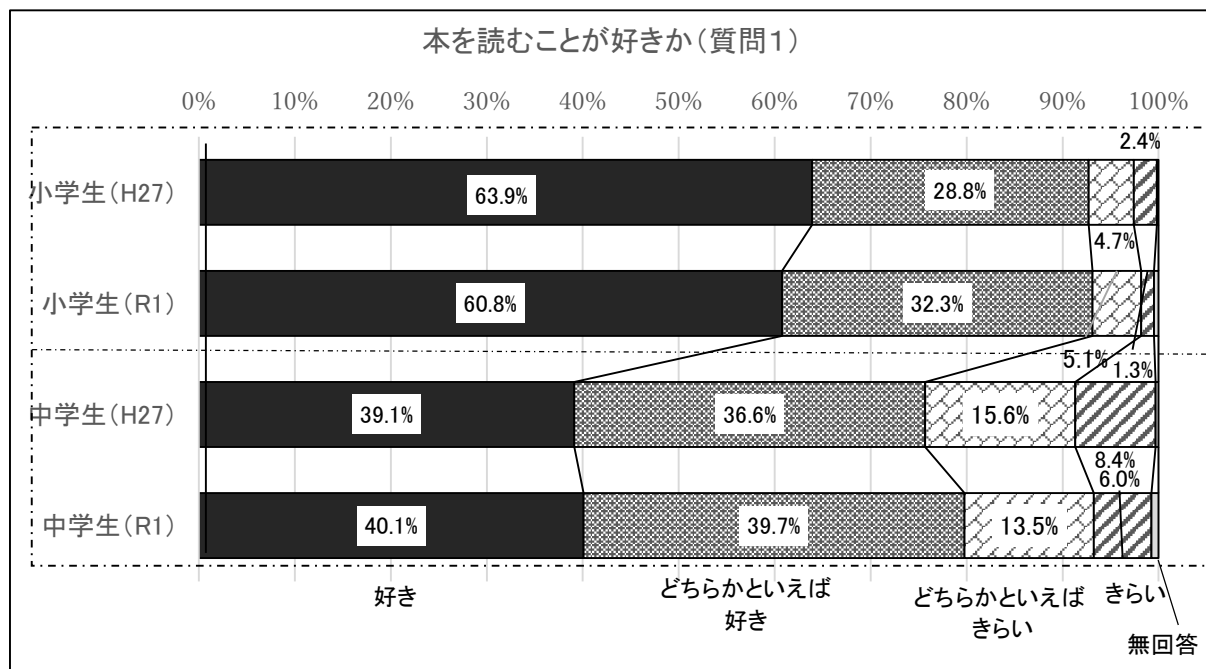
名 称 子どもの読書活動に関するアンケート

調査年月 平成27年8月～9月

調査対象 市立小学校の小学3年生・市立中学校の中学2年生

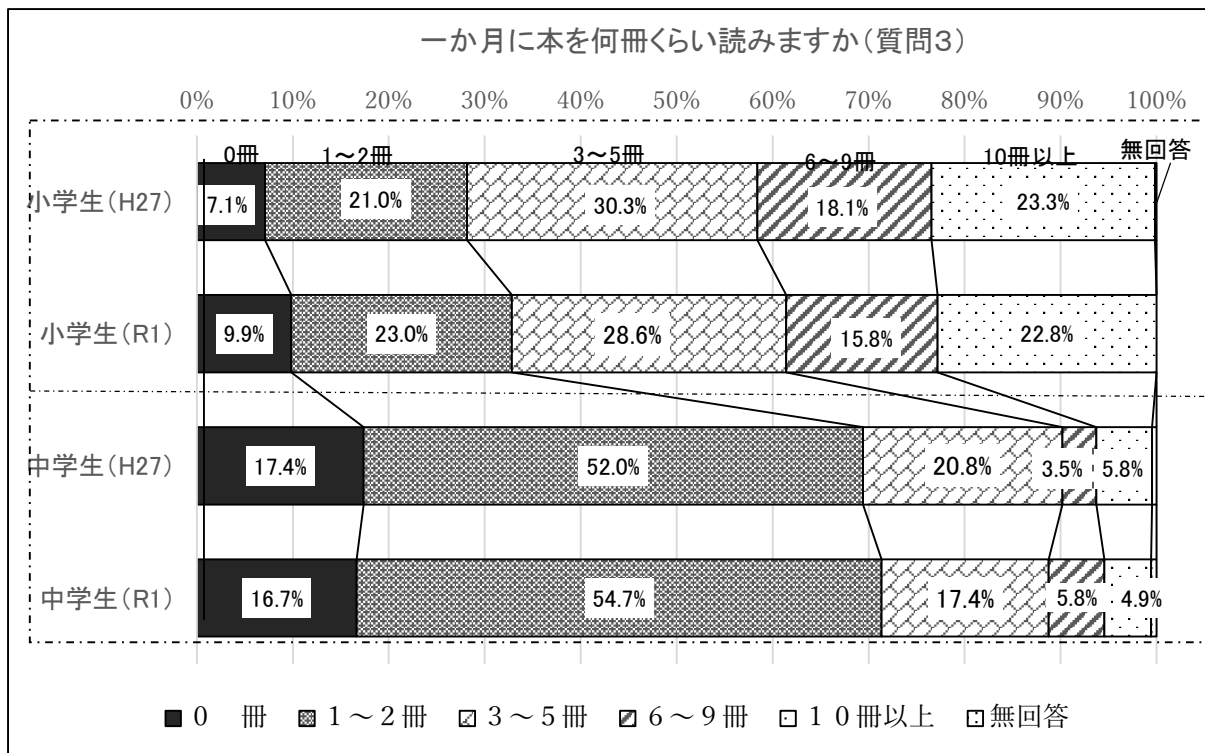
(1)あなたは本を読むことが好きですか？（質問1）

本を読むことが好きかどうかについて、小学生では「好き」な人と「どちらかといえば好き」の人を合計すると約93.1%、中学生では約79.8%となりました。これは、いずれも前回調査時の数字（小学生92.7%、中学生75.7%）をわずかに上回っており、第2次計画の成果が一定程度上がったものと思われます。



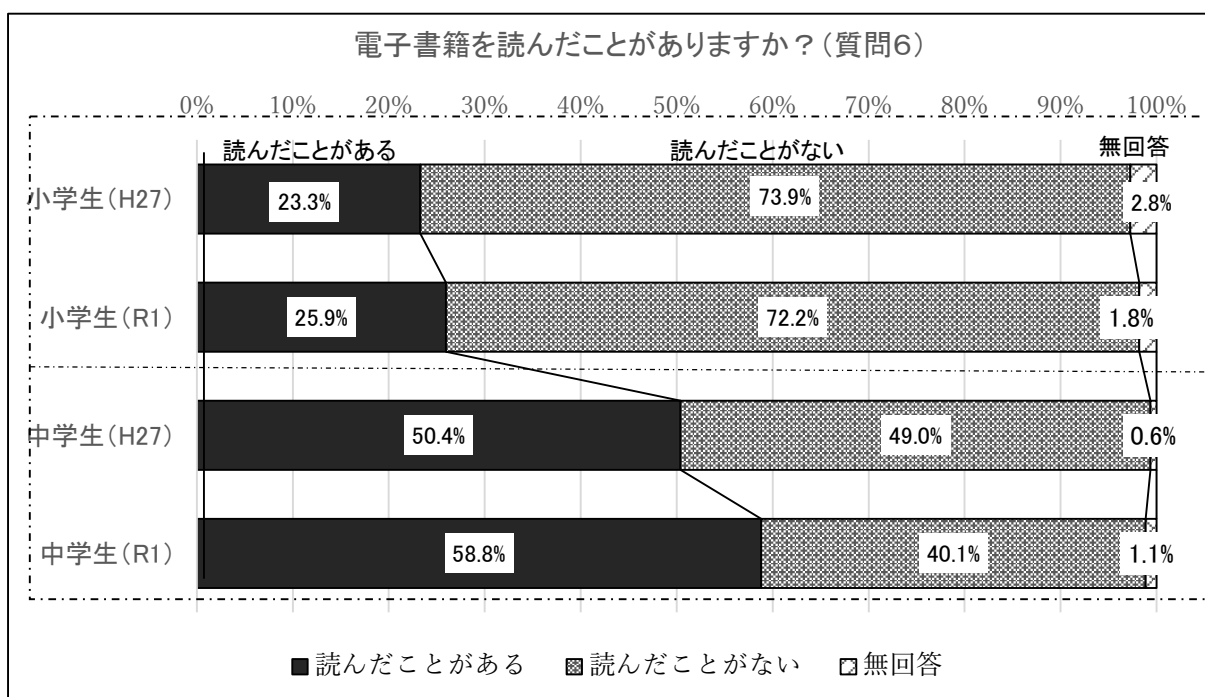
(2) あなたは1か月に本を何冊くらい読みますか？（質問3）

前回と比較して、小学生の不読率（一か月に読む本が0冊の子どもの割合）がわずかに増加しましたが、中学生の不読率はわずかに低下しました。全体的な傾向としては、読書冊数は小学生・中学生ともに微減傾向にあるようでした。



(3) 電子書籍を読んだことがありますか？（質問6）

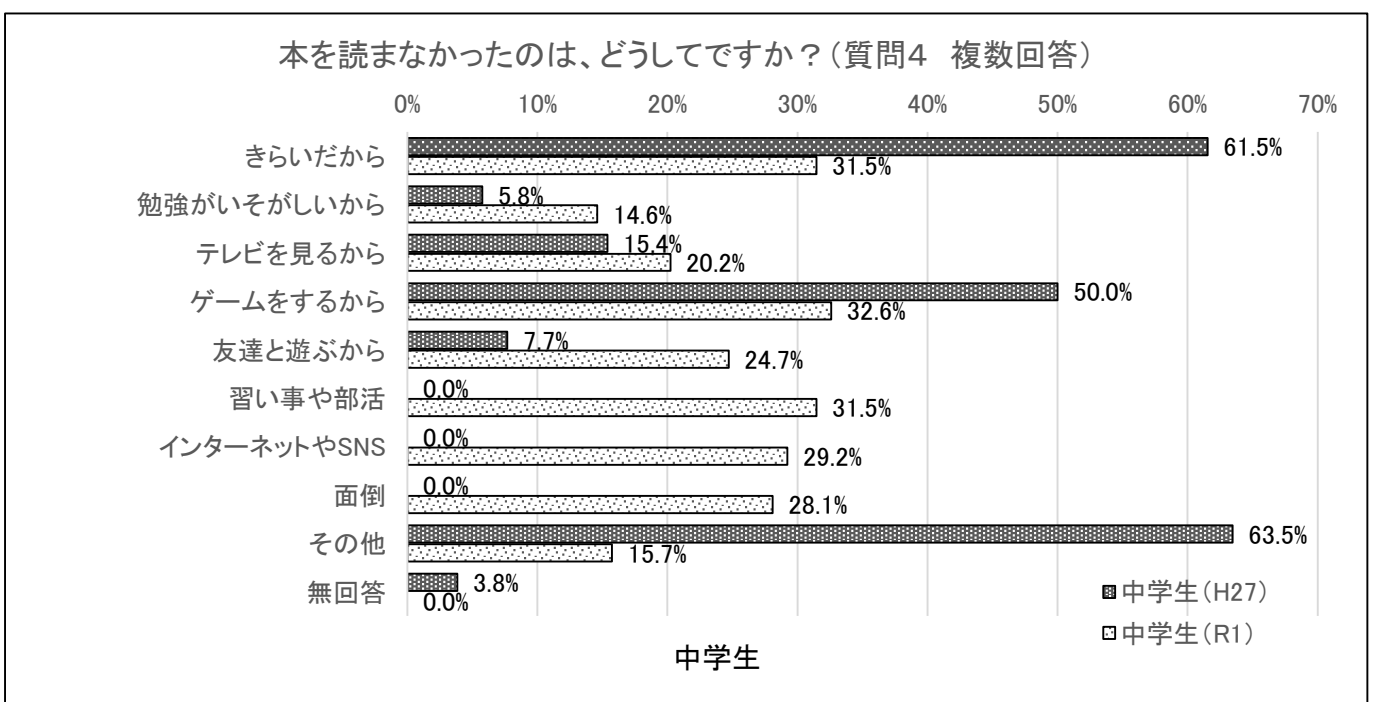
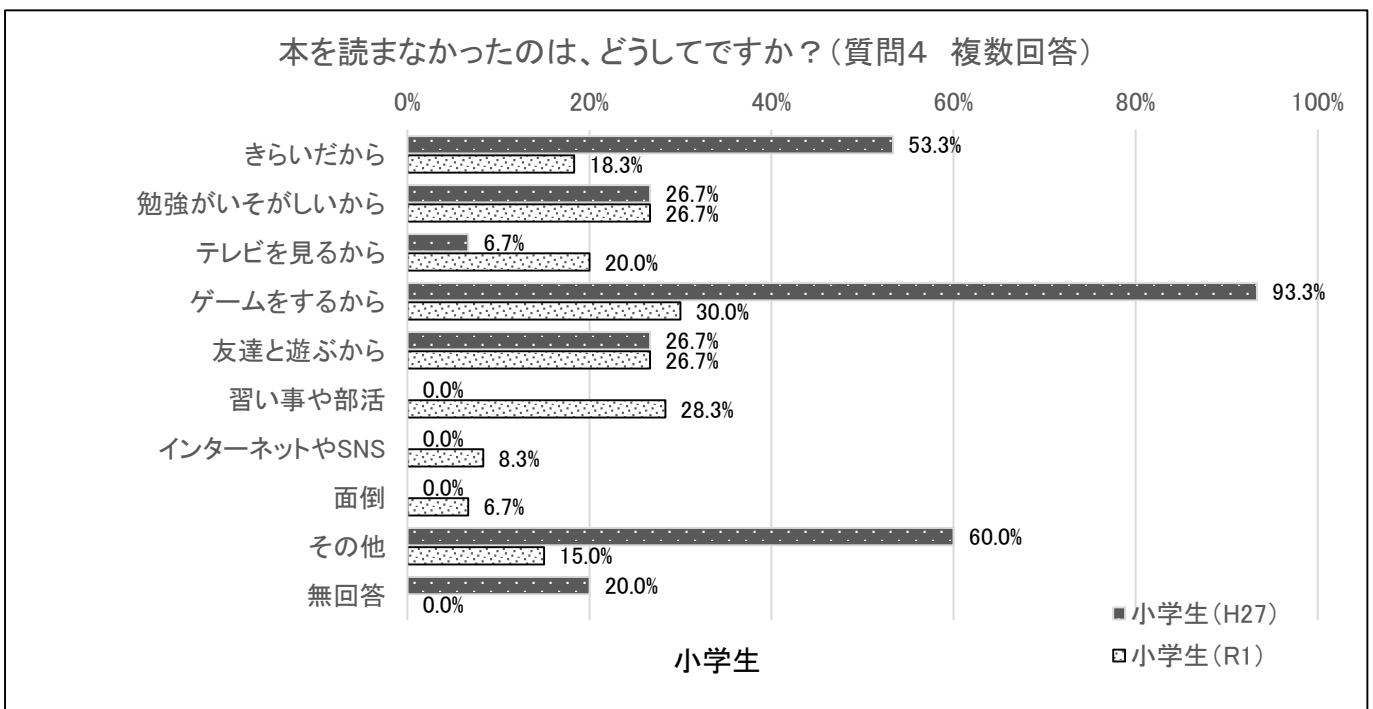
小学生・中学生ともに「読んだことがある」が増加しています。今後、技術の発展や「飯能市 GIGA スクール」事業などに伴い、さらに増加することが見込まれます。



(4)本を読まなかったのは、どうしてですか？(質問3で「0冊」と答えた方のみ回答)(質問4 複数回答)

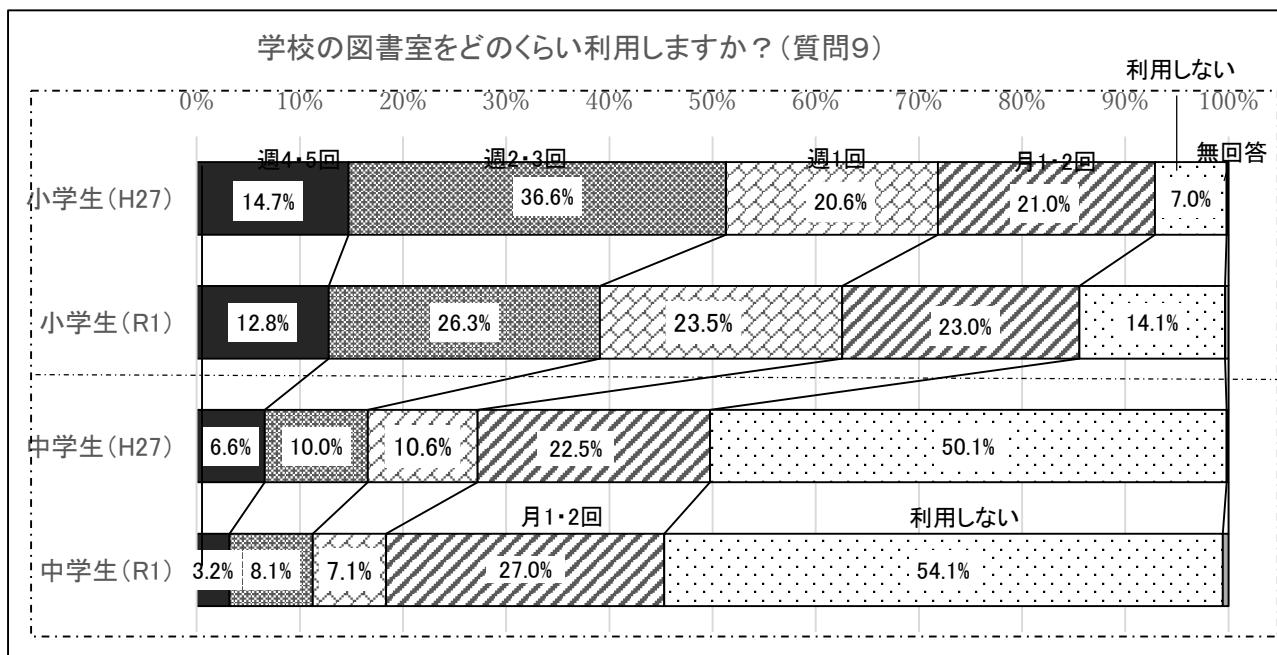
前回の調査結果と比較して、「きれいだから」や「ゲームをするから」等は小学生・中学生で共に大幅に減少しています。今回追加した設問である「習い事や部活」が一定の割合でいるほか、中学生では「勉強がいそがしいから」という理由が増加しています。また中学生では、同じく新たに追加した設問の「インターネットやSNS」を理由に挙げる人も多くいました。

※ 令和元年度の調査では、平成27年度の調査時にはなかった選択肢3項目「習い事や部活」「インターネットやSNS」「面倒」が新設されました。



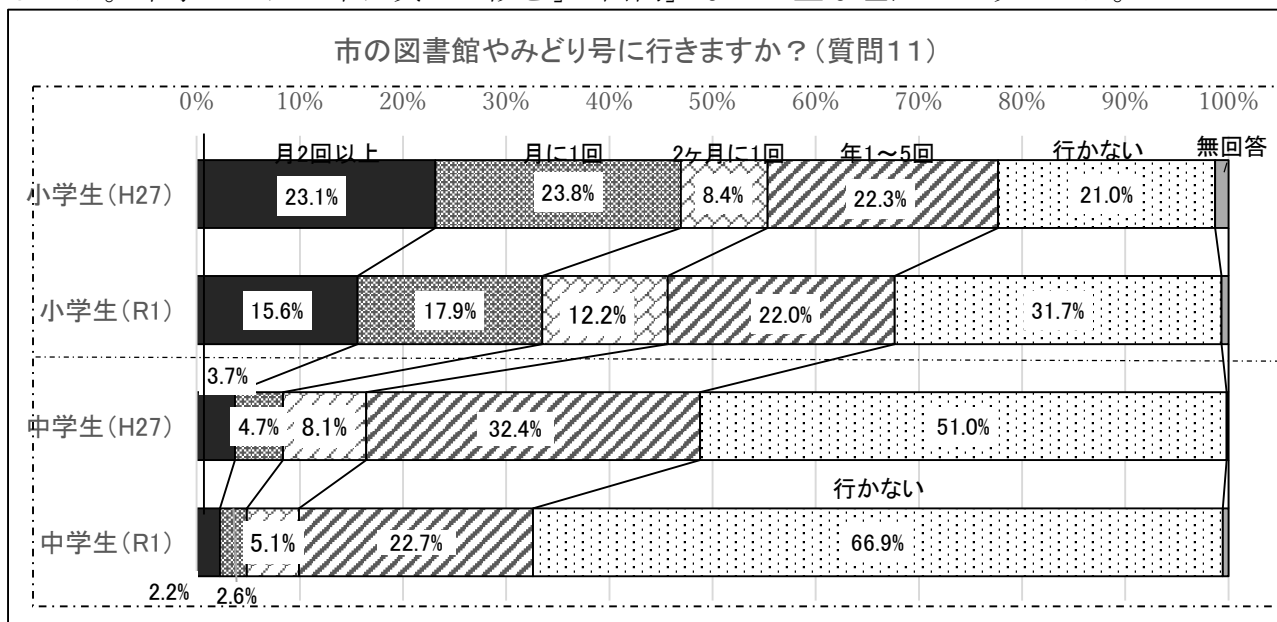
(5) 学校の図書室をどのくらい利用しますか？ (質問9)

学校図書館の利用については、「利用しない」「月1, 2回」が増加し、「週2～3回」「週4～5回」が減少するなど、学校図書館の利用については緩やかな減少傾向にあるようです。理由としては、お昼休み等限られた時間でしか図書室を利用できないため、昼休みの使い方として友達との外遊びなどが優先された結果、図書室から足が遠のくということが起きるようです。中学校ではそれに加えて「本を買って読むから」という理由も目立ちました。



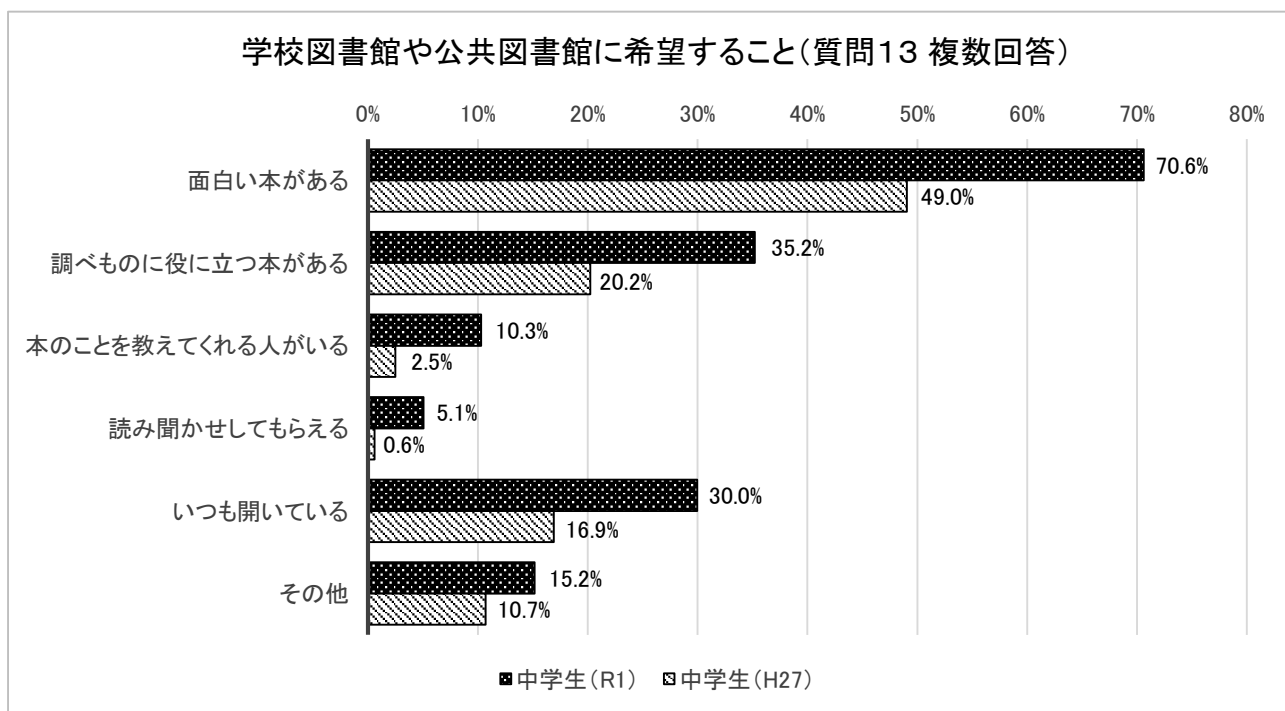
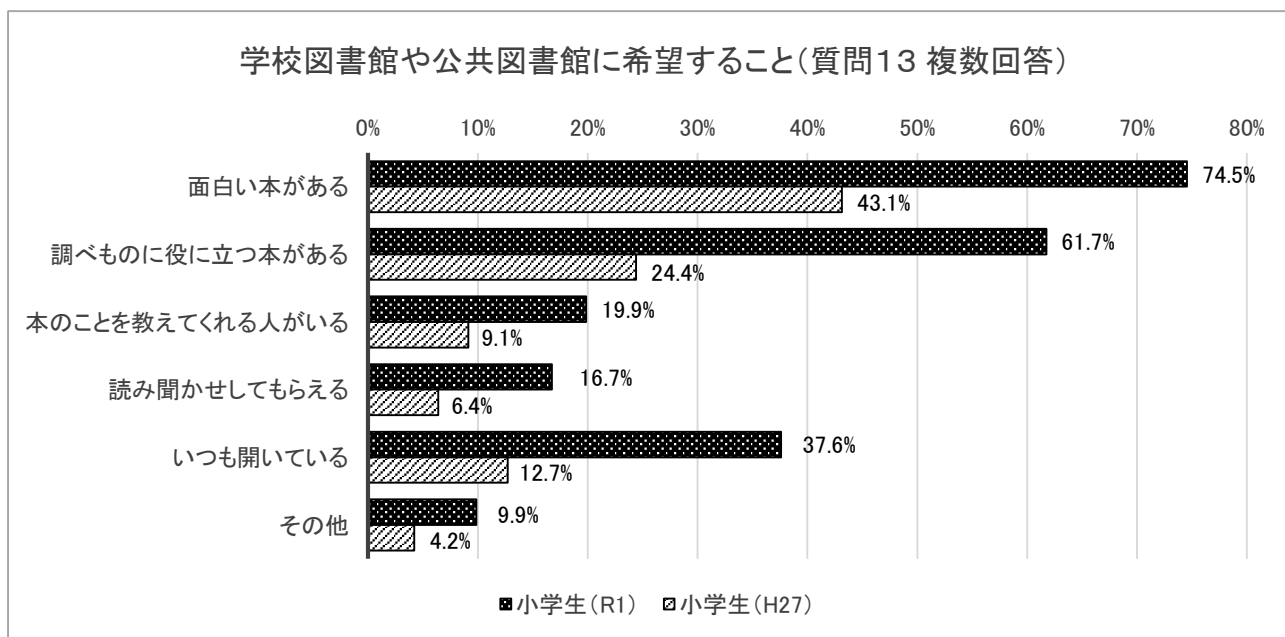
(6) 市の図書館(市立図書館、こども図書館、富士見分室、名栗分室)やみどり号に行きますか？ (質問11)

小学生・中学生ともに「行かない」が増加しており、利用率は低下しているようでした。理由としては、特に小学生では「お母さん(あるいは家の人)が忙しい」など、子どもが行きたいと思うことがあっても連れてきてもらう機会がないということが伺える内容がありました。中学生では「本を買って読む」「面倒」などが主な理由のようでした。



(7) 学校の図書室や市の図書館に希望することは何ですか？（複数回答可）（質問13）

小学生・中学生ともに「面白い本がある」「いつも開いている」がかなり増加しています。「面白い本」については、小学生・中学生ともに漫画が読みたいという希望が多いです。また中学生では、アニメやドラマになった本とか、芸能関係（ジャニーズや韓流など）を希望する声もありました。「いつも開いている」については、これは公立図書館の開館時間を増やすというよりも、むしろ学校図書館について、常時開室しているわけではないためもっと気軽に利用できるようにしてほしいという声なのではないかと思われます。



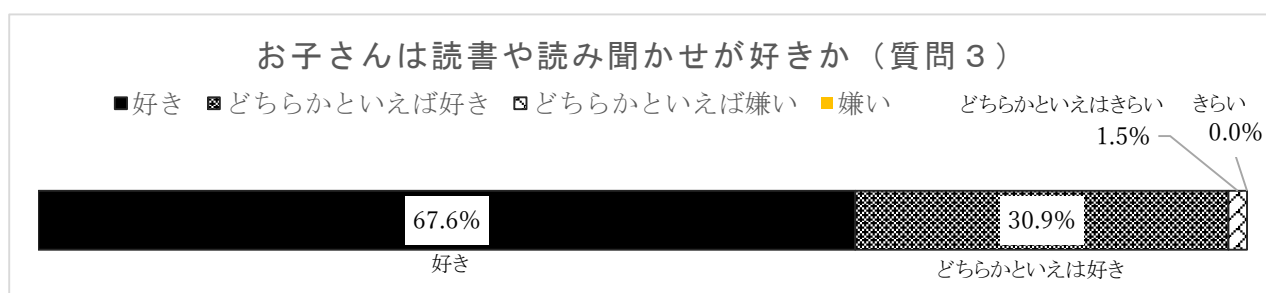
2.保育所等保護者対象分 回答分析結果

調査年月 令和2年1月～2月

調査対象 市内の保育所・幼稚園・子育て総合施設の利用者の保護者

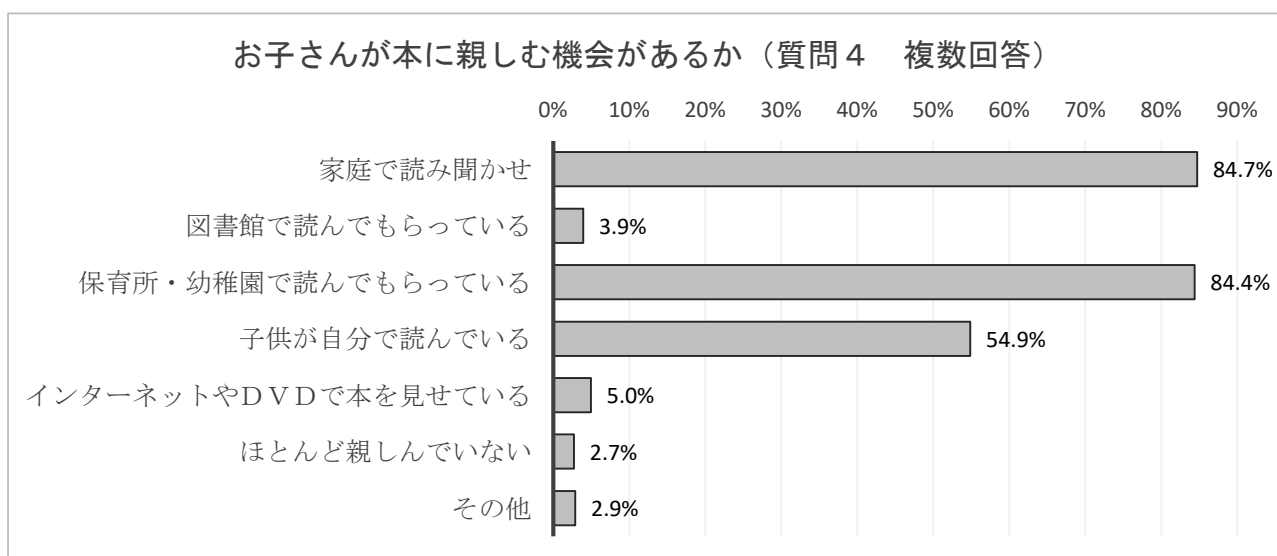
(1) お子さんは本を読んだり、読んでもらうのは好きですか。(質問3)

お子さんはほとんど「好き」もしくは「どちらかといえば好き」という回答でした。



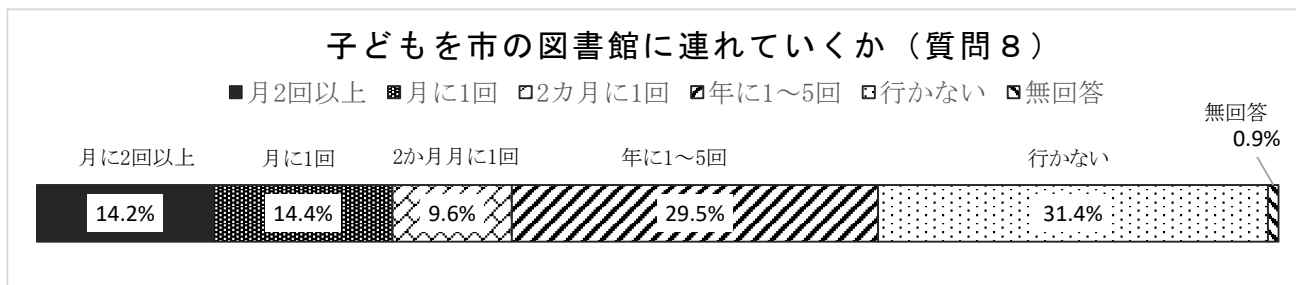
(2) お子さんが本に親しむ機会がありますか。(質問4 複数回答)

保育所に通われている方を中心に、8割以上のご家庭が自宅でも読み聞かせを行っているようです。また、そのうちの8割は週1回以上の頻度で定期的に読み聞かせをしているようです。ほとんど親しんでいない方については「テレビやDVDを見ている」「家族に読んであげる時間がなかった」などが理由でした。



(3) あなたは、お子さんを市の図書館に連れていきますか。(質問8)

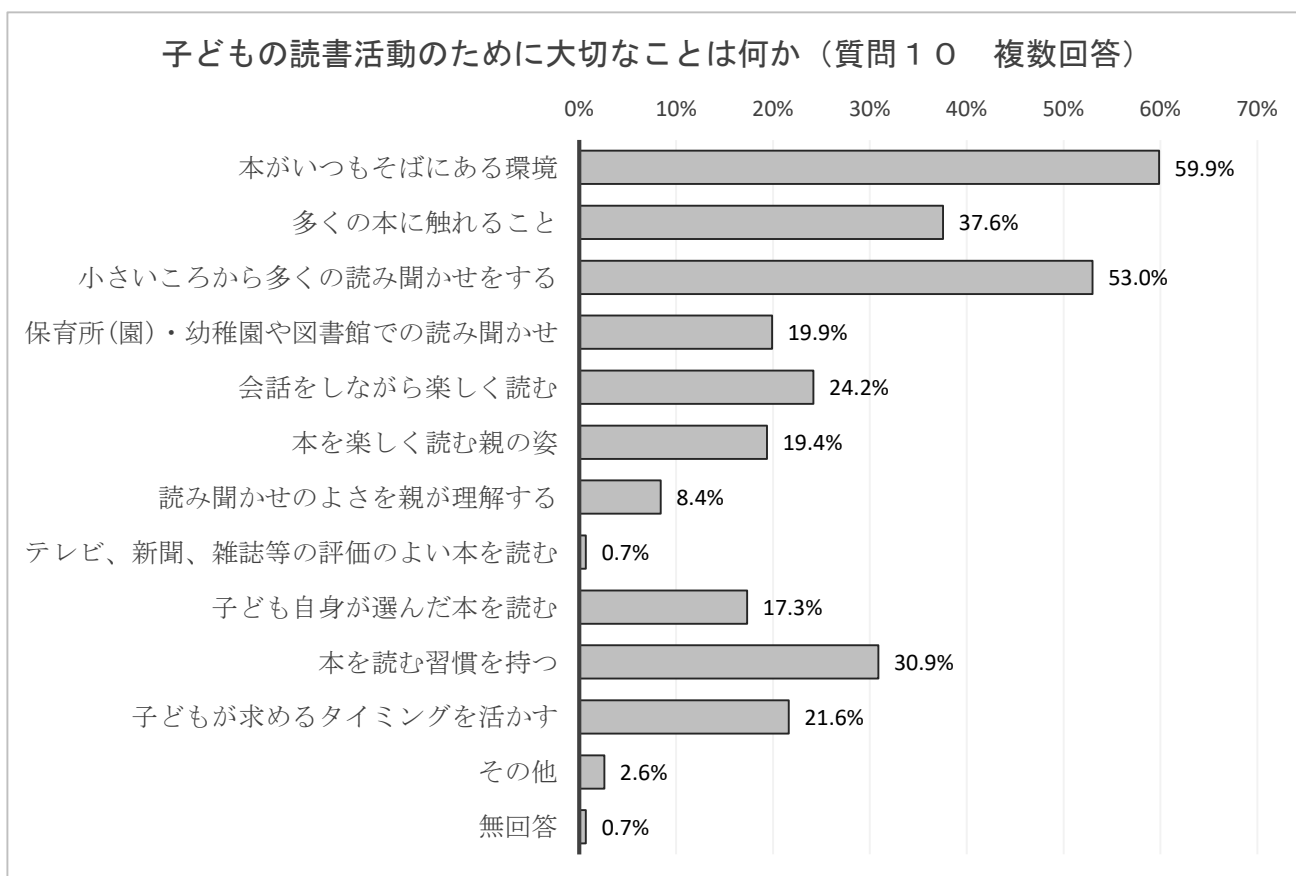
図書館にある程度定期的に通われる方(2か月に1回以上)、年数回程度のご利用の方、行かない方がそれぞれおよそ3分の1ずつでした。図書館に行かない方の理由としては、「行く時間がない」がもっとも多かったです。他にも、「すでに家に本があるから」や「保育所で借りているから」という理由もありました。



(4) 子どもの読書活動を活発にするには、どのようなことが大切だと思いますか？

(質問10 複数回答)

「本がいつもそばにある環境」を整えることや、「小さいころから多くの読み聞かせをする」ことなど、子どもの読書に直接かかわる設問を選ぶ方が多くいました。しかし、「本を楽しく読む親の姿」など、保護者の関心を表すような設問を選ぶ方は少数でした。



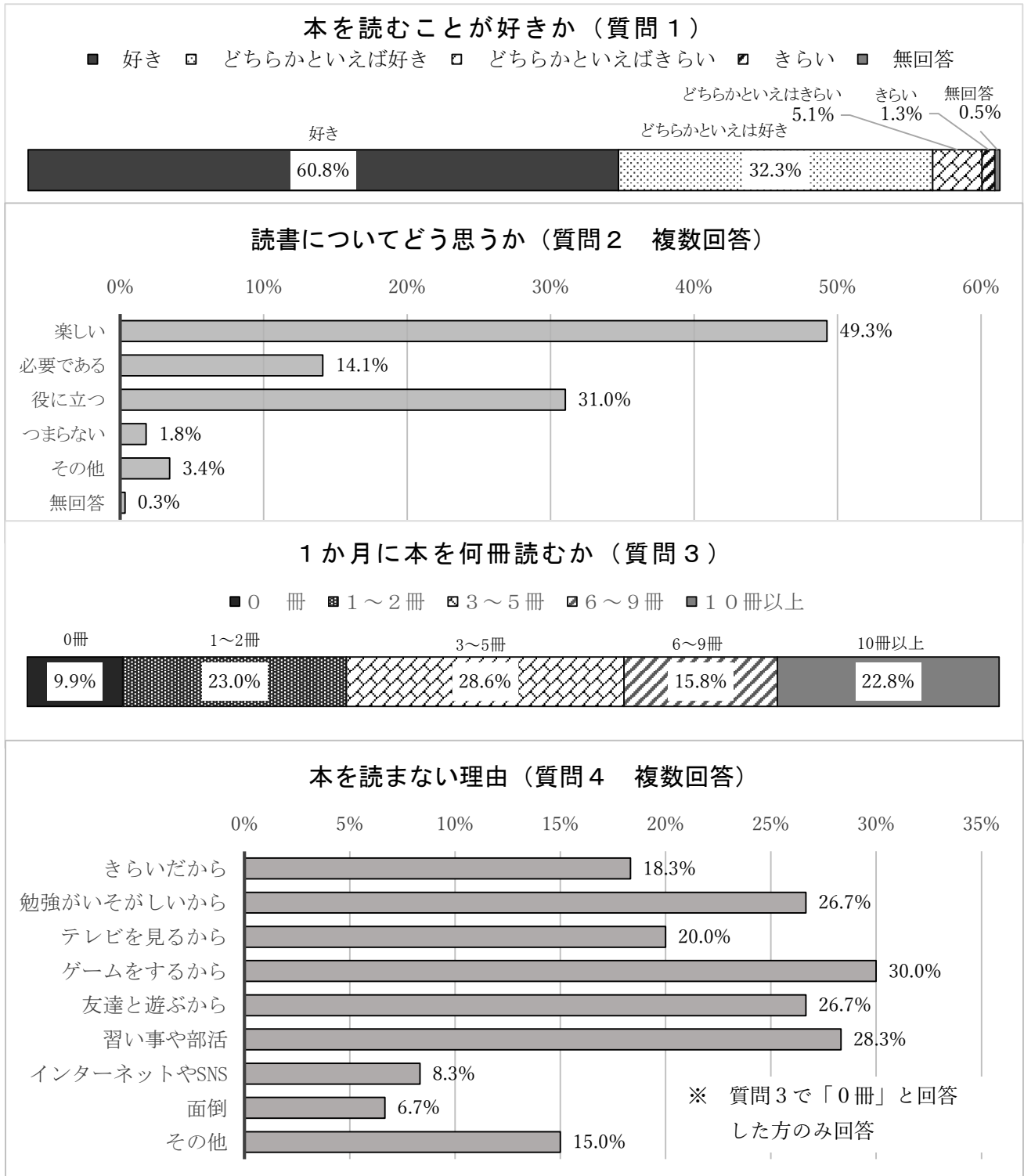
令和元年度実施 飯能市子ども読書アンケート集計結果

1. 小学3年生対象分

実施期間：令和元年12月

実施対象：市立小学校の小学3年生

回答者数：609名



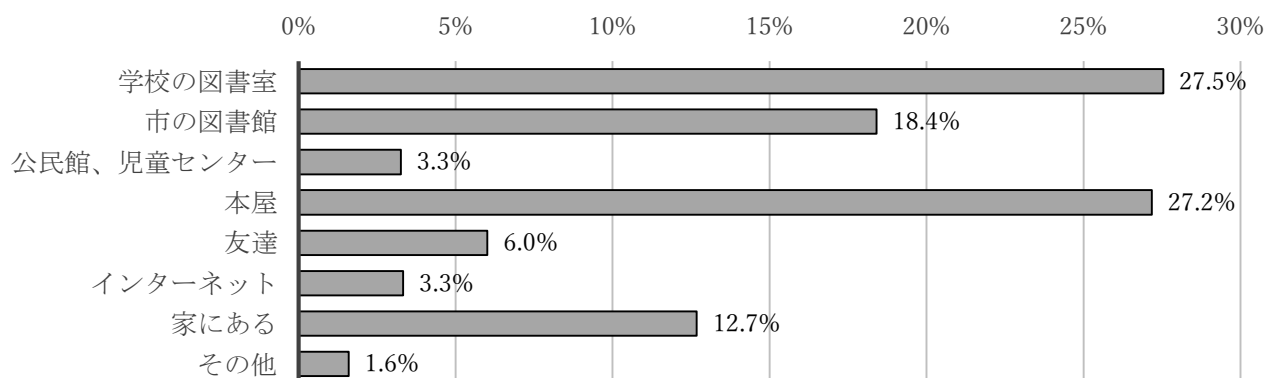
1か月にマンガ・雑誌を何冊読むか（質問5）



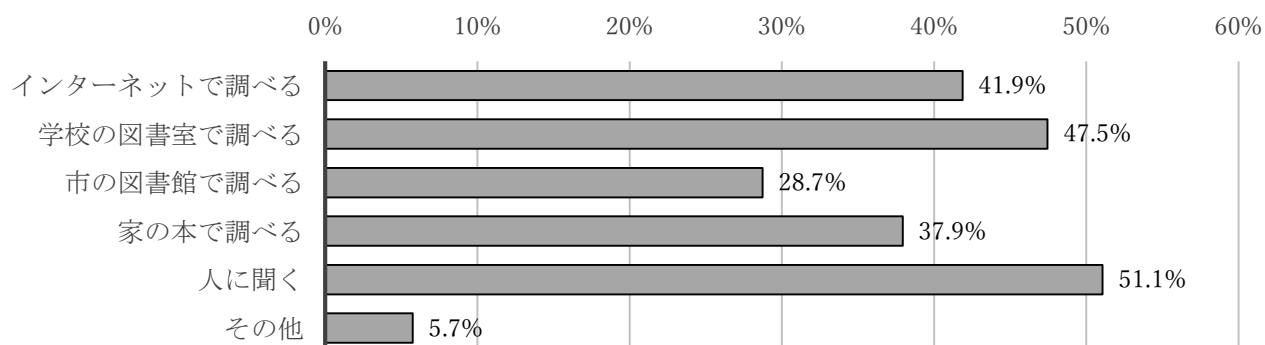
電子書籍を読んだことがあるか（質問6）



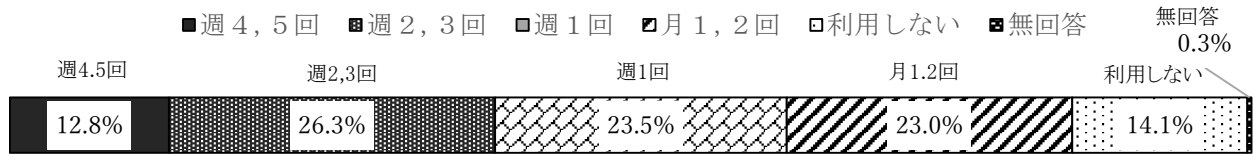
本を手に入れる場所はどこか（質問7 複数回答）



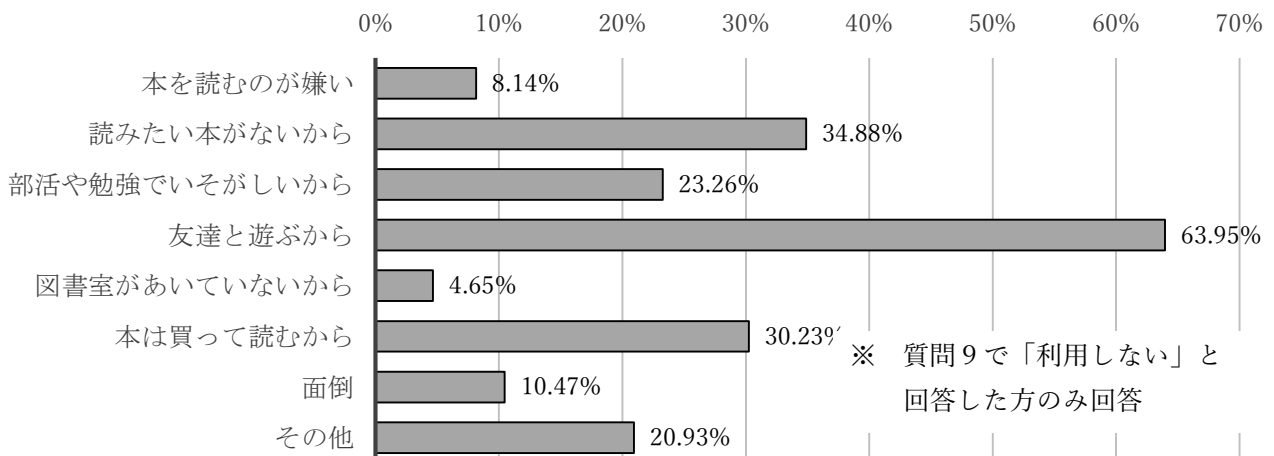
調べたいときはどう調べるか（質問8 複数回答）



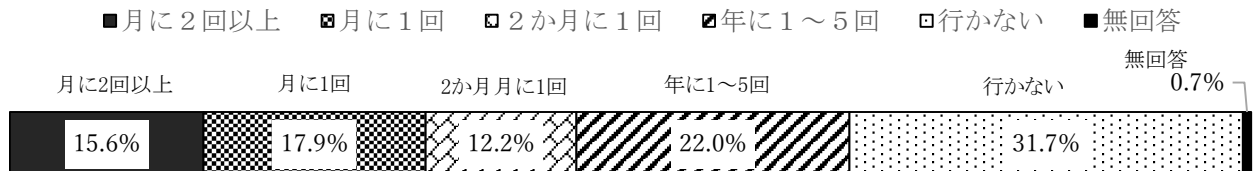
学校の図書室をどのくらい利用するか（質問 9）



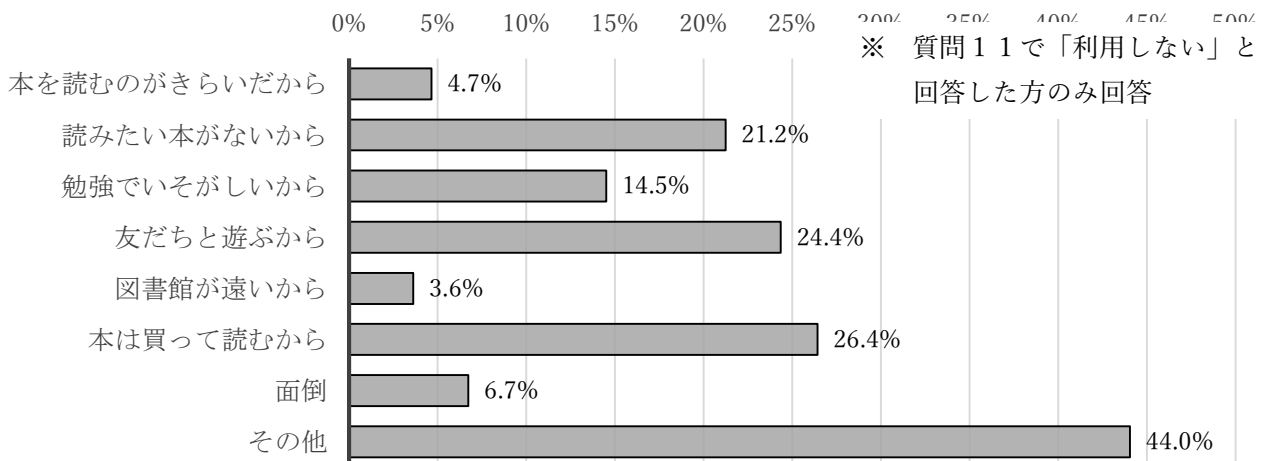
学校図書館を利用しない理由（質問 10 複数回答）



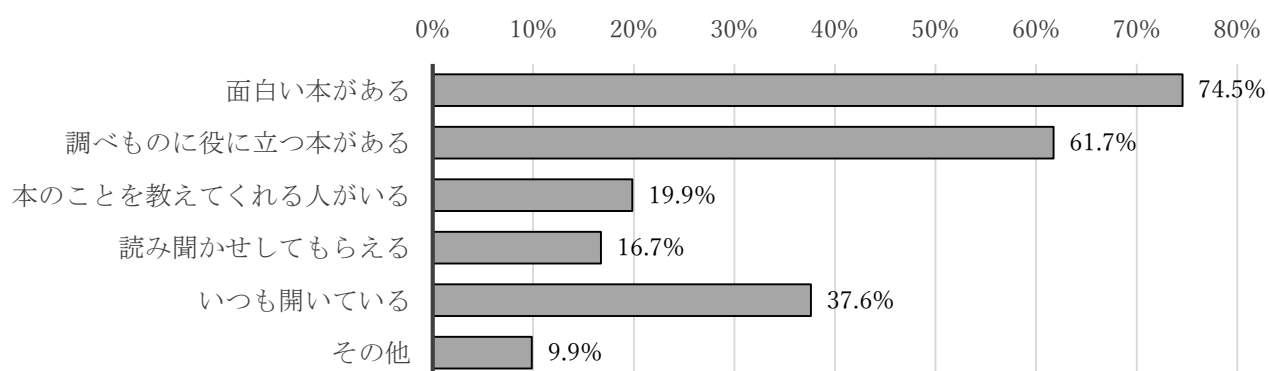
市立図書館に行くか（質問 11）



市立図書館を利用しない理由（質問 12 複数回答）



学校図書館や公共図書館に希望すること（質問13 複数回答）

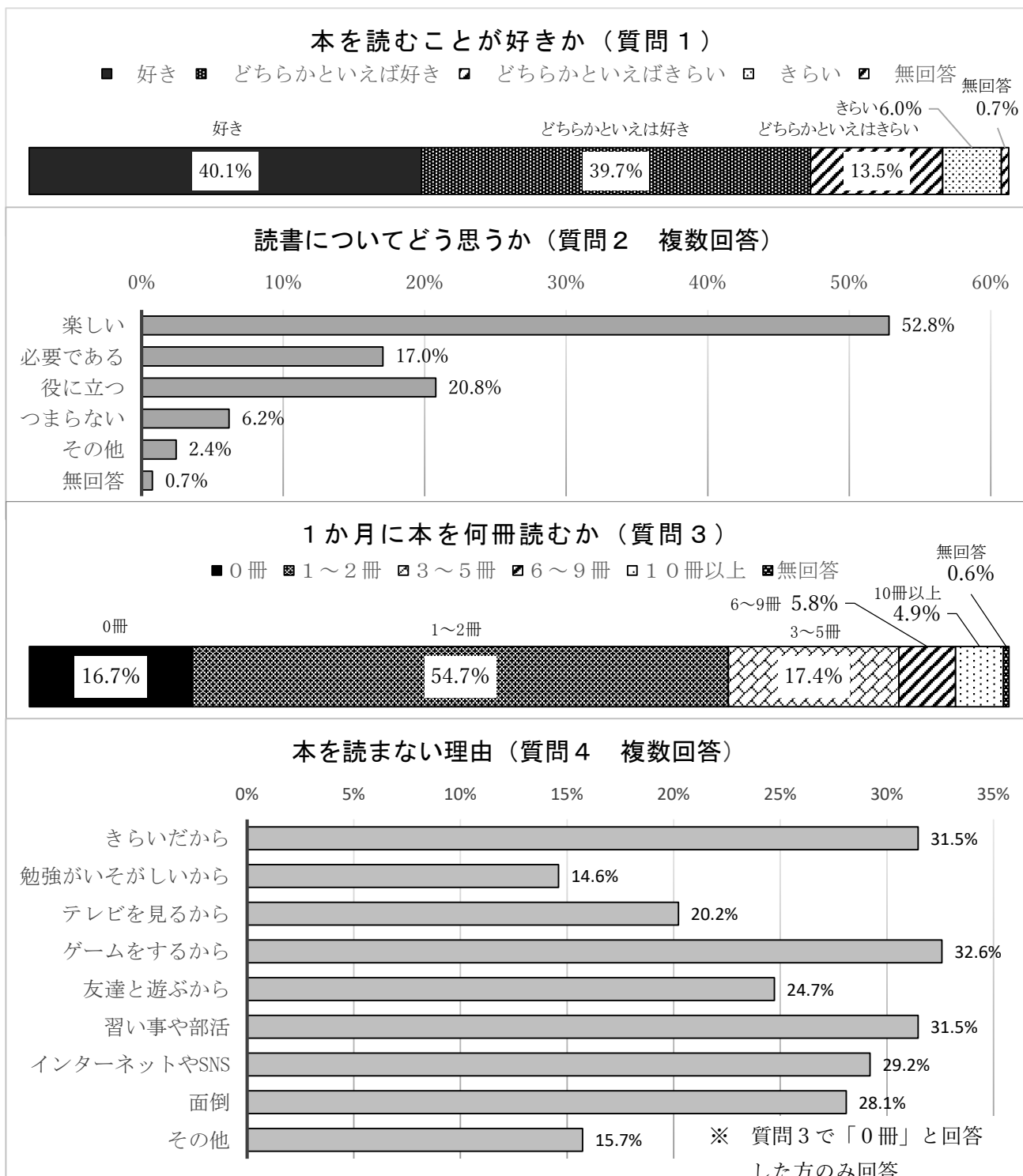


2. 中学2年生対象分

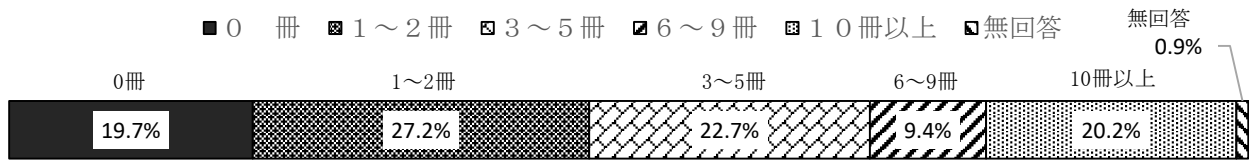
実施期間：令和元年12月

実施対象：市立中学校の中学2年生

回答者数：534名



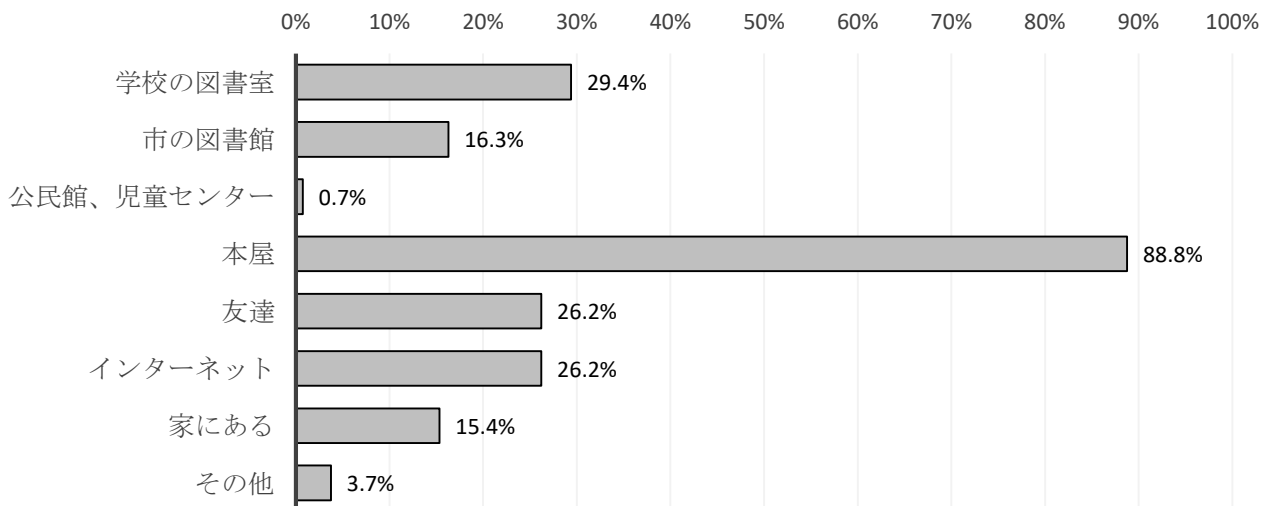
1か月にマンガ・雑誌を何冊読むか（質問5）



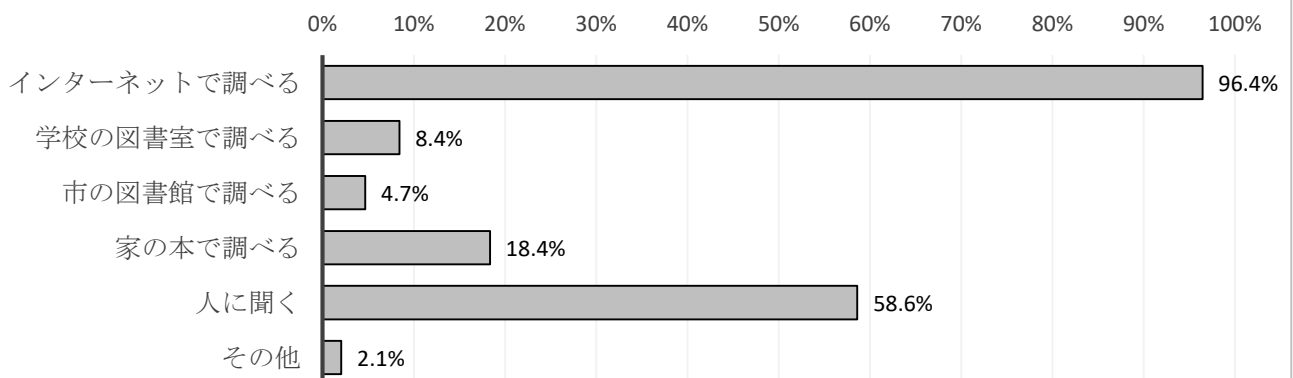
電子書籍を読んだことがあるか（質問6）



本を手に入れる場所はどこか（質問7 複数回答）



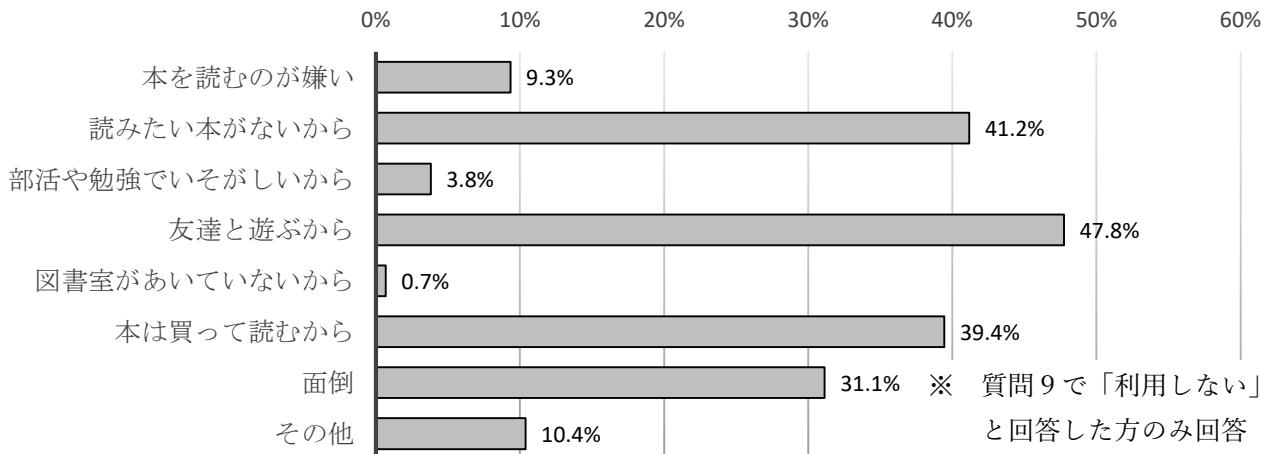
調べたいときはどう調べるか（質問8 複数回答）



学校の図書室をどのくらい利用するか（質問 9）



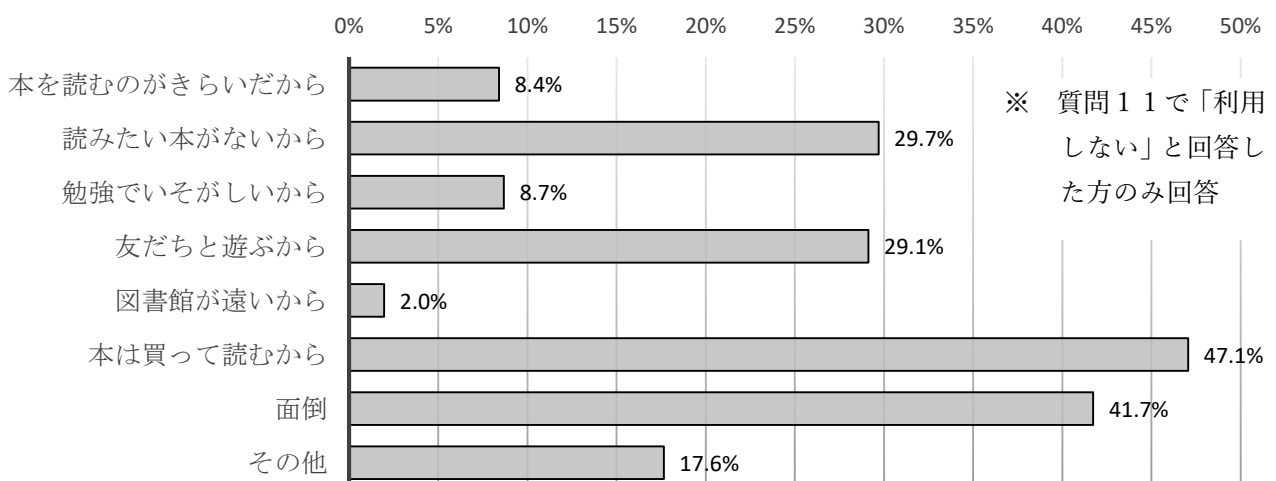
学校図書館を利用しない理由（質問 10 複数回答）



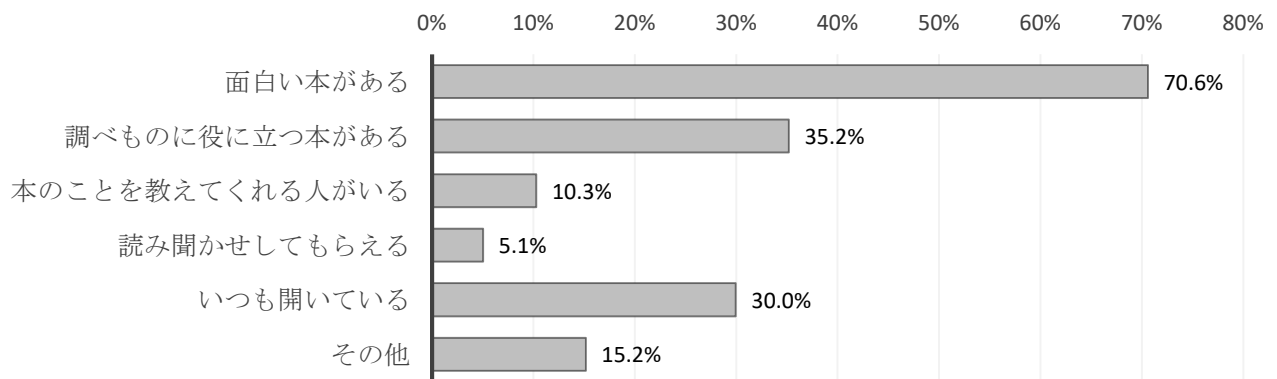
市立図書館に行くか（質問 11）



市立図書館を利用しない理由（質問 12 複数回答）



学校図書館や公共図書館に希望すること（質問13 複数回答）

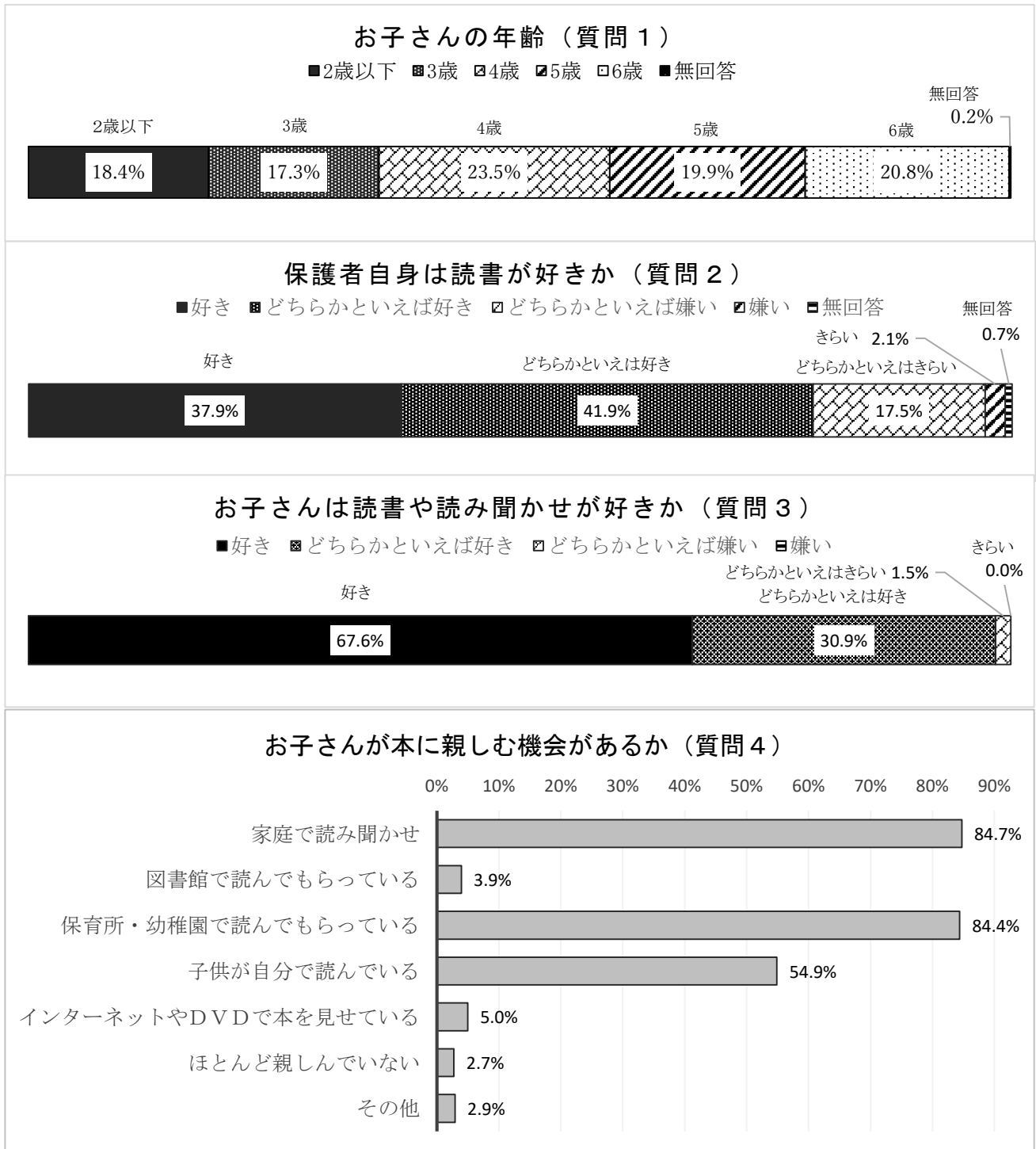


3. 保育所等保護者対象分

実施期間：令和元年12月

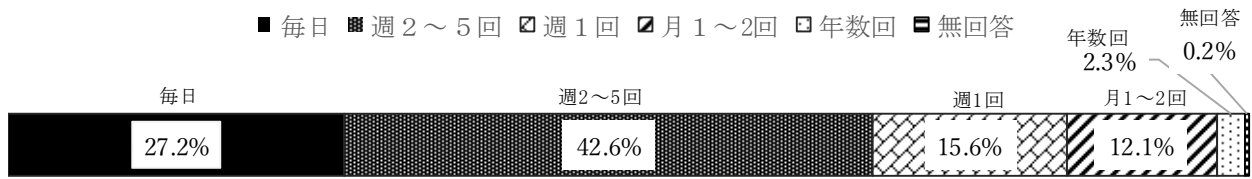
実施対象：市内の保育所・幼稚園・子育て総合施設の利用者の保護者

回答者数：583名

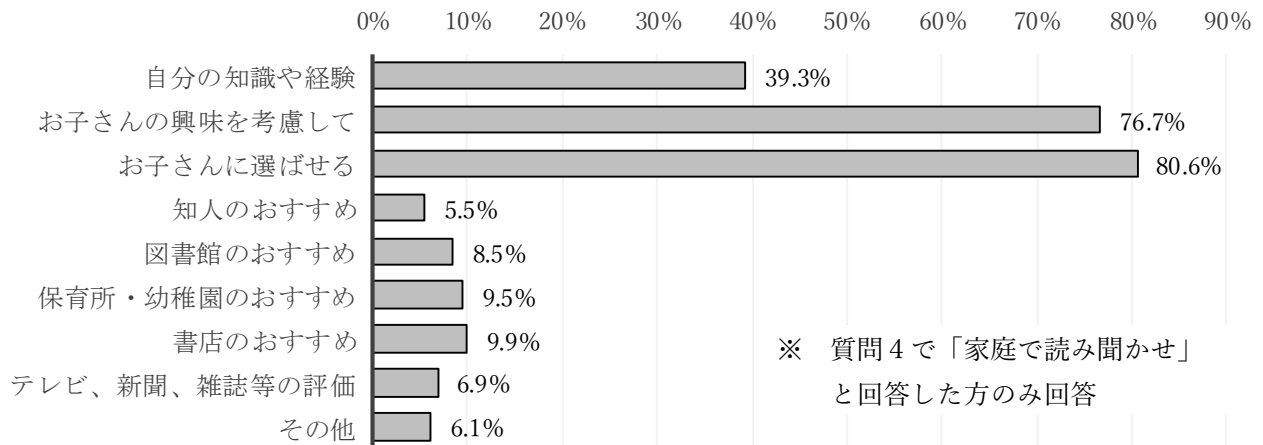


読み聞かせを実施する頻度（質問5）

※ 質問4で「家庭で読み聞かせ」と回答した方のみ回答

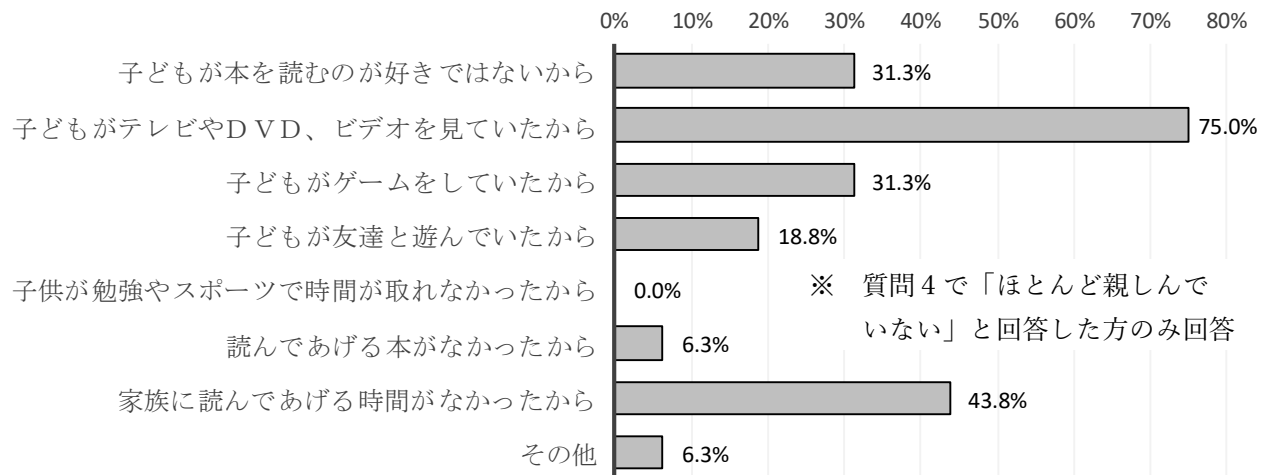


読み聞かせする本をどう選ぶか（質問6 複数回答）



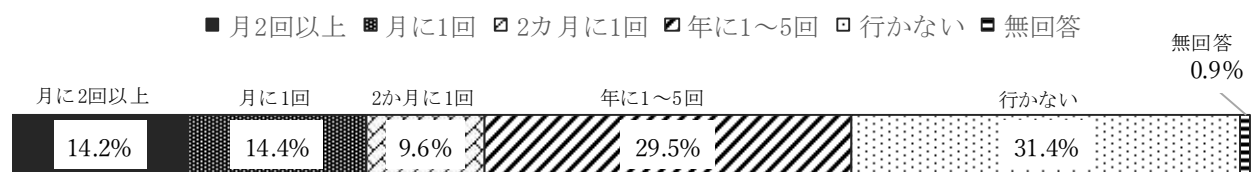
※ 質問4で「家庭で読み聞かせ」と回答した方のみ回答

本に親しんでいない理由（質問7 複数回答）

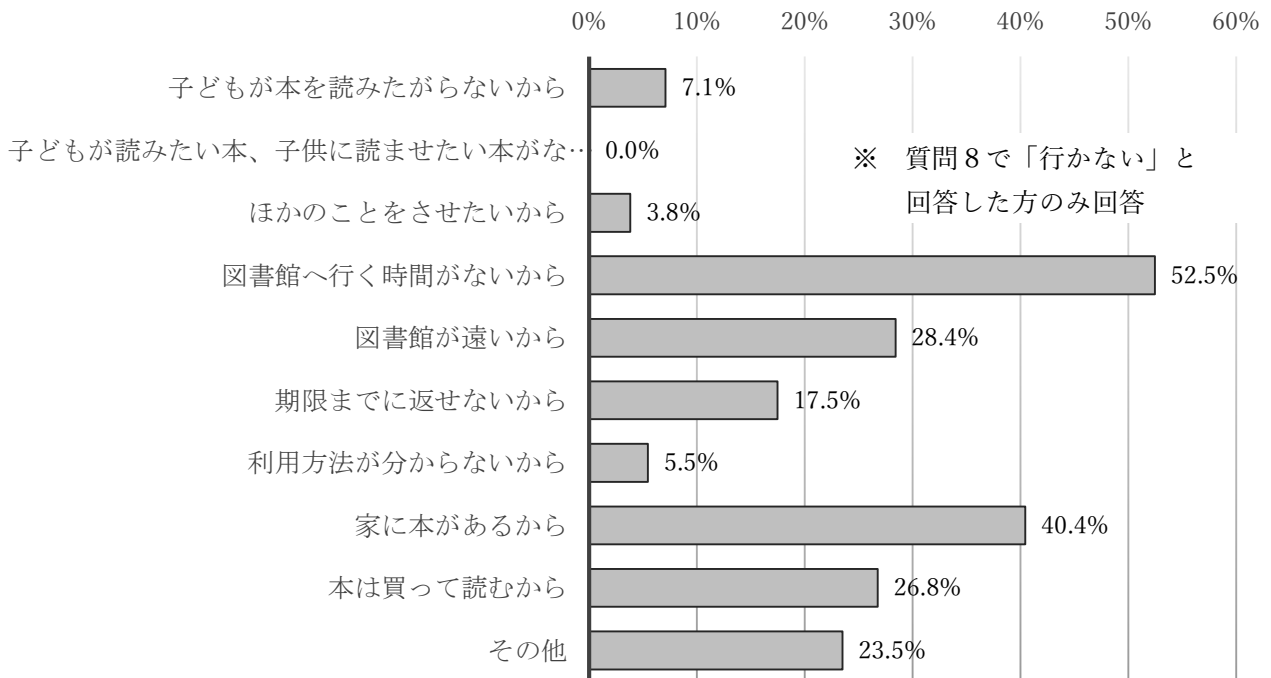


※ 質問4で「ほとんど親しんでいない」と回答した方のみ回答

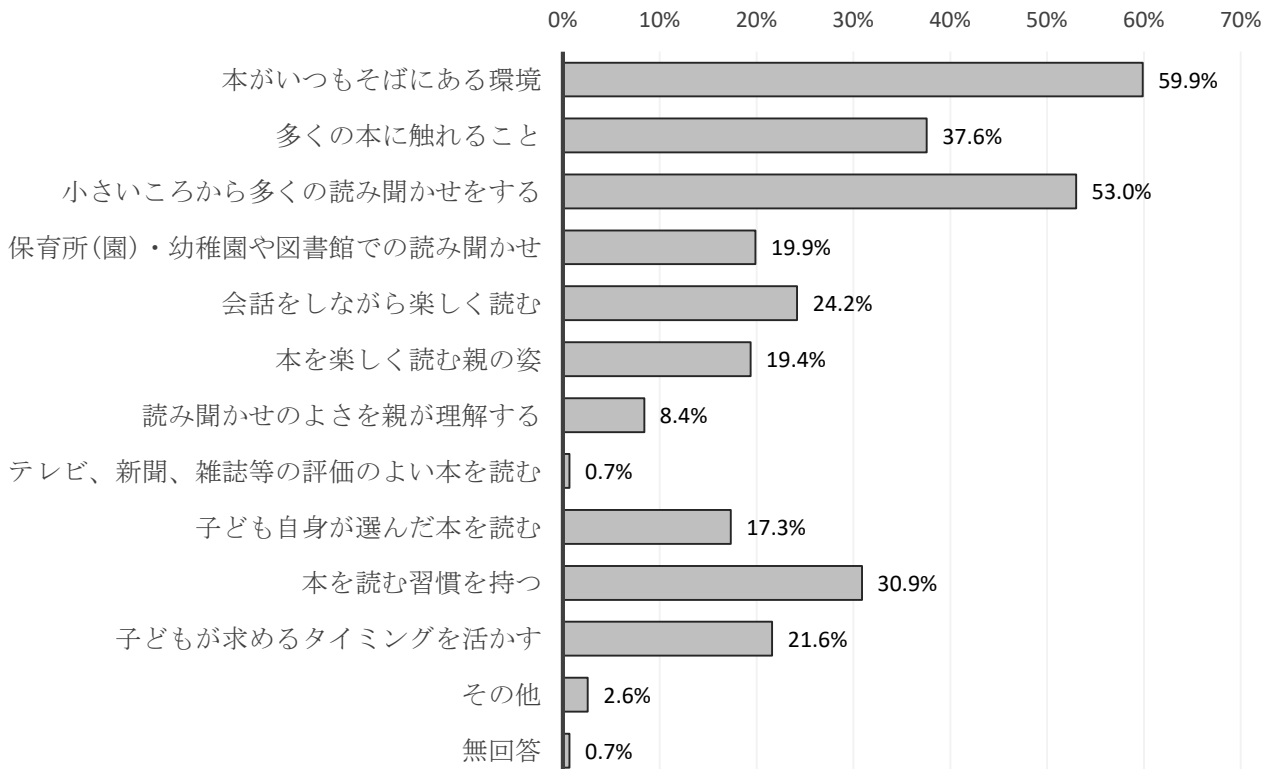
子どもを市立図書館に連れていくか（質問8）



図書館に連れて行かない理由（質問9 複数回答）



子どもの読書活動のために大切なことは何か（質問10 複数回答）



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第3次 飯能市子ども読書活動推進計画

令和3年3月

飯能市・飯能市教育委員会

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

電話 042-973-2111（代表）

<http://www.city.hanno.lg.jp>